



第3次 鳥羽市教育ビジョン

令和8年度～令和12年度

自ら学び
地域とつながり
ともに鳥羽の未来を創る人

鳥羽の未来を拓く、新たな教育の航海へ

鳥羽の美しい海に囲まれ、豊かな自然と歴史に育まれてきた子どもたちは、私たちの宝であり、未来そのものです。令和8年度、鳥羽市の教育はさらなる進化を遂げるべく、新たな5カ年計画「第3次鳥羽市教育ビジョン」を始動します。これは、激動する社会という大海原において、子どもたちが自分らしく、たくましく航海を続けるための「教育の新たな羅針盤」です。

私たちがめざす姿

本ビジョンが掲げる目標は、「自ら学び 地域とつながり とともに鳥羽の未来を創る人」の育成です。その基盤として、私たちは「3つのC」を大切にします。

コンパクト（Compact）： 学校規模の強みを活かし、一人ひとりに寄り添い、温かく見守る教育環境を大切にします。

コミュニティ（Community）： 地域とともにある学校づくりを推進し、地域社会全体で子どもを育む風土を醸成します。

コラボレーション（Collaboration）： 多様な外部組織と連携し、変化の激しい時代を生き抜く知恵と力を共に創り出します。

鳥羽ならではの「3つの挑戦」

本ビジョンの核心は、「鳥羽でしかできない」「鳥羽ならではの」教育の推進です。その実現に向け、次の3つの柱に挑戦します。

世界へ広がる「英語教育」： 国際的な観光文化都市としての強みを活かします。

海から学ぶ「海洋教育」： かけがえのない宝である「海」を、生きた学びの場とします。

誇りを育む「ふるさと学習」： 地域の歴史や文化に触れ、鳥羽への自信と愛着を育みます。

家庭、学校、そして地域の皆様は、子どもたちの無限の可能性を信じ、ともに歩む「伴走者」です。鳥羽の豊かな自然と温かなコミュニティの中で、子どもたちが自らの可能性を信じ、未来へ向かって力強く漕ぎ出していけるよう、本ビジョンの実現に向けて全力を尽くしてまいります。

令和8年3月

鳥羽市教育長 岩本 和也

第1章 計画の基本事項	01
Ⅰ 計画策定の趣旨	02
Ⅱ 計画の位置付け	02
Ⅲ 計画の期間	03
第2章 本市を取り巻く状況	05
Ⅰ 地域特性・少子高齢化	06
Ⅱ 市立小中学校児童生徒数の推移	07
Ⅲ 予測困難な社会の変化	07
Ⅳ グローバル化の進展	08
Ⅴ 情報化による社会への影響	08
Ⅵ 学校運営を支える地域の力	09
Ⅶ 社会教育が果たす役割	09
第3章 計画の基本的方針	11
Ⅰ 第Ⅲ期鳥羽市教育大綱	12
1 教育大綱の基本理念	12
2 教育大綱の基本方針	13
Ⅱ 第3次鳥羽市教育ビジョンの体系	14
第4章 施策の方針	15
基本方針Ⅰ 一人ひとりを大切にしたい学び	16
施策1 確かな学力の育成と学びの質の向上	16
施策2 情報リテラシーの育成とICT教育の推進	18
施策3 多様な学びを支える特別支援教育の充実	19
施策4 災害に強い心と知識を育てる防災・減災教育	20
施策5 安心して学べる学校づくり	22
施策6 多様な教育的ニーズに対応した教育	23
施策7 活力ある学校づくり	24
施策8 未来を育む幼児教育	25
基本方針Ⅱ 鳥羽のひと・もの・ことを生かした鳥羽ならではの教育	27
施策9 鳥羽から世界へつながる英語教育の推進	27
施策10 鳥羽の未来を切り拓く力を育む海洋教育	28
施策11 郷土愛を育むふるさと学習の推進	30
基本方針Ⅲ 豊かな心と健やかな体の育成	32
施策12 人権を尊重し、ともに生きる力を育む人権教育	32
施策13 健康や体力の向上に視点を当てた教育	33
基本方針Ⅳ 地域・家庭等の多様な主体との連携・協働	35
施策14 地域とともにある学校づくり	35
施策15 家庭・地域と連携した幼児教育	36
施策16 福祉・医療等との連携による支援	37
基本方針Ⅴ 安全・安心・快適な教育環境	39
施策17 学びを守る学校施設の改修と長寿命化の推進	39

施策18	未来を見据えた教育環境・設備の充実	40
施策19	学校の適正規模・適正配置の推進	41
施策20	教職員の働き方改革	43
基本方針VI	市民の豊かな学び	45
施策21	多様な生涯学習や文化活動の推進	45
施策22	読書活動の推進	46
施策23	鳥羽の文化財の保存・活用・継承	48
施策24	誰もが生き生きできるスポーツの推進	49
第5章	計画の推進	51
I	計画の推進	52
第6章	資料	53
I	用語集	54
II	第Ⅲ期鳥羽市教育大綱	57
III	鳥羽市教育ビジョン策定委員	64
IV	鳥羽市教育ビジョン策定委員会経過	64

第1章 計画の基本事項

I 計画策定の趣旨

本市では、令和3（2021）年3月に「第2次鳥羽市教育ビジョン（令和3～7年度）」を策定し、学校教育分野、生涯学習・スポーツ分野における、めざす姿と施策の方向性を示してきました。この計画は、「第六次鳥羽市総合計画前期基本計画」の方向性を踏まえ、「多様な社会を生き抜く、知性・感性・理性にあふれた健康な市民の育成」を基本目標に、本市の教育の在り方を明確にしました。

近年、人口減少や少子化の進行、AIやデジタル技術の急速な発展、気候変動や自然災害の多発、国際情勢の変化など、社会環境は一層不確実性を増しています。こうした中で、教育をめぐる課題も複雑・多様化しており、いじめや不登校、虐待、子どもの貧困、SNS等を介したトラブルなど、従来からの課題に加え、新たな対応が求められています。また、多文化共生や特別支援教育^{*}、ジェンダー平等、インクルーシブ教育の推進など、多様性を尊重した学びの場づくりがますます重要となっています。

第3次鳥羽市教育ビジョンでは、「第六次鳥羽市総合計画後期基本計画（令和8～12年度）」の方向性を踏まえつつ、これからの時代を生きる子どもたちや市民が、変化の激しい社会の中でも自らの力で未来を切り拓き、心豊かに生きられるよう中長期的な視点から本市の教育のめざすべき姿と施策の方向性を示す総合的な指針として策定します。

II 計画の位置付け

本教育ビジョンは、教育基本法第17条第2項に基づいて策定する本市の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、これまでの成果と課題を踏まえ、より一層の教育の振興を図るため、これからめざすべき教育の基本的な方向性や重点施策等を明らかにした計画と位置付けられ、学校・園・家庭・地域が一体となり、社会全体で教育の向上に取り組むための拠り所となるものです。

「教育基本法」（抜粋）

第3章 教育行政

第17条（教育振興基本計画）

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

Ⅲ 計画の期間

令和8（2026）年度から令和12（2031）年度までの5年間とします。

令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度
2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
第六次総合計画 後期基本計画					第七次総合計画 前期基本計画				
第Ⅲ期教育大綱					第Ⅳ期教育大綱				
第3次教育ビジョン					第4次教育ビジョン				

第2章 本市を取り巻く状況

I 地域特性・少子高齢化

本市は、三重県の東端、志摩半島の北側に位置し、伊勢湾と太平洋・熊野灘に面しています。市域は、神島・答志島・菅島・坂手島の4つの有人離島と半島部から構成され、総面積は107.99平方キロメートルです。

そのうち約7割を森林が占め、平地は海岸沿いに限られています。山地が海岸まで迫る地形により、入り組んだリアス海岸が広がり、全域が伊勢志摩国立公園に指定されています。

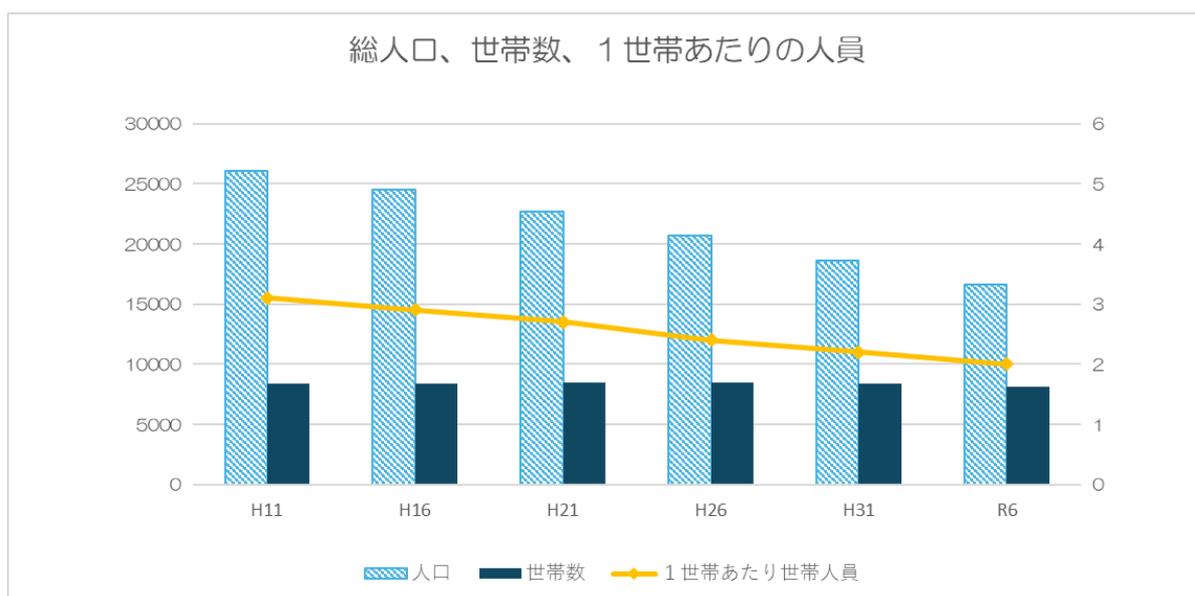
豊かな海に囲まれた自然環境により、古くから漁業が盛んで、市内各地の漁港では、種類豊富な魚介類が水揚げされています。伝統的な素潜り漁を行う「海女」が多く操業しており、平成29年3月には、「鳥羽・志摩の海女漁の技術」として国の重要無形民俗文化財に指定されています。

また、令和6（2024）年の観光入込客数は約415万人で、四季を通じて多くの観光客が訪れています。近年では、多くのクルーズ船が寄港するなど、外国人観光客数は、令和6（2024）年に約9万3千人と増加傾向にあります。

交通面では、鉄道（近鉄線・JR線）が大阪や名古屋と直結するほか、三重交通バスにより周辺地域と結ばれ、市内ではかもめバスにより移動することができます。海上交通では、市営定期船や伊勢湾フェリーが離島や愛知県とつながり、観光や日常の移動に欠かせない役割を果たしています。

人口は、昭和35（1960）年国勢調査の30,521人をピークに減少傾向が続き、令和6（2024）年には16,649人となりました。今後も減少は続き、令和27（2045）年には1万人を割り込み、令和32（2050）年には8,107人となる見込みです。

少子高齢化も顕著で、65歳以上人口の割合は、令和6（2024）年に42.3%で、令和12（2030）年には、47.2%まで上昇する見込みです。一方で、15歳未満人口の占める割合は、令和6（2024）年に8.2%で、令和12（2030）年には7.3%となり、その後も減少が進む見込みです。少子高齢化は、労働力人口の減少による生産活動の縮小をもたらし、社会全体の活力やコミュニティ機能が低下することから、地域の教育力の低下を招くことが懸念されます。



出典：「住民基本台帳（各年3月末日時点）」

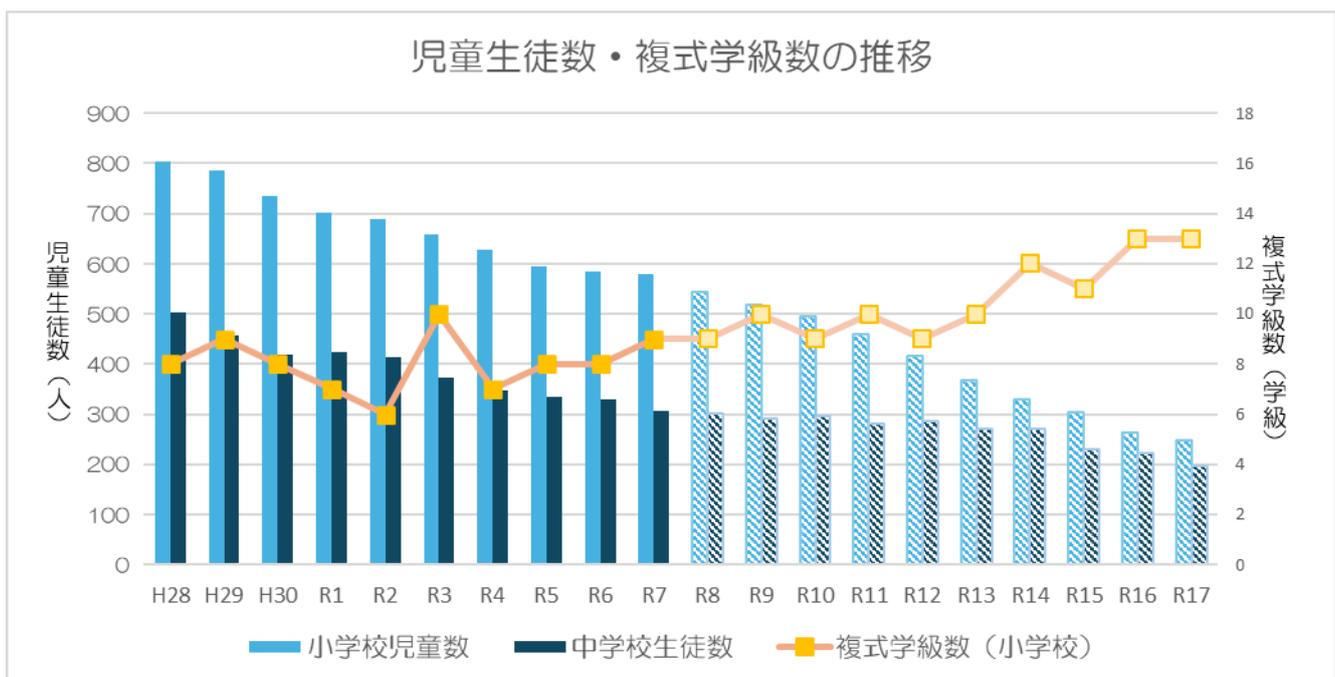
Ⅱ 市立小中学校児童生徒数の推移

小学校の児童数は、平成28（2016）年の803人から、令和7（2025）年は579人まで減少しています。中学校の生徒数についても、平成28（2016）年の503人から、年々減少を続け、令和7（2025）年には307人となっています。

また、学校数は、平成28（2016）年には、小学校が9校、中学校が5校でしたが、令和7年（2025）年には、小学校が7校、中学校が4校となっています。

小学校においては児童数の減少により、複式学級が増加している現状があります。複式学級は学年ごとの学習内容の違いにより、授業運営や学習指導に工夫が求められるなど、教育上の課題も存在する一方で、少人数教育の特性を活かし、一人ひとりに応じたきめ細やかで丁寧な学習指導が可能となるほか、異学年の児童が共に学ぶことで助け合い、協働性や思いやりを育むなどの教育的効果も見られます。

将来推計によると、今後も児童生徒数の減少は続き、令和16（2034）年には、小学校児童数は262人、中学校生徒数は223人になると予測されています。



出典：R7 まで「学校基本調査」、R8 以降「児童生徒数 10 年推計」

Ⅲ 予測困難な社会の変化

現代は、変動性・不確実性・複雑性・曖昧性を特徴とする「VUCA*時代」と呼ばれ、社会の急激な変化や未来の予測困難さが増大しています。AI やデジタル技術の進展、地球規模の環境課題、人口減少や少子高齢化、地域コミュニティの希薄化など、私たちを取り巻く状況は大きく変わりつつあります。

このような時代において、学校教育には、子どもたちが変化に柔軟に対応し、課題を自ら発見して他者と協働して解決する力、情報を見極め主体的に判断する力、そして心豊かに生きるための人間性や倫理観

を育むことが求められます。子どもたちが自ら未来を切り拓き、持続可能な社会の担い手となるための基盤を形成することが学校教育の大きな役割のひとつです。

また、社会教育には、市民一人ひとりが人生を通じて学び続け、社会の変化に対応できるようにする役割が期待されています。学び直しや新たな挑戦を可能にする生涯学習の推進、世代間交流や地域活動を通じたつながりの再生、情報リテラシー^{*}の育成、多文化共生やインクルーシブ社会に対応する市民性の涵養、さらに文化・芸術や自然体験を通じた心の豊かさの確保など、多様な取組が求められています。

IV グローバル化の進展

社会のグローバル化は急速に進展し、人・情報・文化の交流が一層活発になっています。本市においても、令和6（2024）年の外国人市民（外国人登録者）の数は517人になり、令和2（2020）年の274人より増加しています。学校では外国にルーツを持つ子どもが学ぶ姿が一般的となり、地域の様々な分野で働く外国人と接する機会も増えていることから、グローバル化を実感する状況は着実に広がっています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に減少していた外国人観光客数は、その後の入国制限緩和とともに回復傾向に転じ、令和6（2024）年には92,772人と、コロナ禍であった令和2（2020）年の12,702人と比較すると顕著な増加が見られます。地域の観光施設だけでなく、日常生活の中でも多言語表示や外国人対応が進んでおり、市全体が外国人観光客の誘致や受入環境の整備に取り組んでいます。

このような中、地域の将来を担う子どもたちには、地域のグローバル化を単なる時代の変化として受け止めるのではなく、学びと成長の機会として活かしていくことが求められています。多様な文化を理解し尊重する心を育み、自らの地域や文化を世界に向けて発信できる力を養うことが重要です。

子どもたちの外国語能力やコミュニケーション能力を高め、グローバル化社会の多様な場面に対応できる力を身に付けていく必要があります。

V 情報化による社会への影響

情報通信技術の発達には社会全体に大きな変化を及ぼし、子どもたちも日常的にインターネットやスマートフォン等を通じて多様な情報に触れています。学校においてもGIGAスクール構想^{*}の実現により、令和2（2020）年には、児童生徒1人に1台のタブレット端末が整備されました。対面授業と端末を活用した学習の組み合わせや、デジタル教材の活用等により、学びの形が変化し、情報活用能力や発信力を育む新しい教育の基盤ができています。

一方で、SNSの利用拡大に伴い、誤情報の拡散やインターネットを通じたトラブルに巻き込まれる危険性が増大しています。さらにはSNS上での子ども達同士のやり取りが、いじめに発展する事例も見受けられるなど、情報を正しく理解し、責任をもって活用する力を育むことが重要となっています。

今後は、タブレット端末を活用して自ら学ぶ力や、積極的に情報を発信していく力を伸ばすだけでなく、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に着けるため、情報モラル^{*}教育を充実させていく必要があります。

VI 学校運営を支える地域の力

少子化に伴い、学校運営は学校単独で完結するのではなく、地域や家庭との連携や協働が必要不可欠な時代を迎えています。児童生徒の健やかな成長を支えるためには、地域住民や保護者と学校が連携し、それぞれの役割を分担しながら教育活動を進めていくことが求められています。

本市においても、地域の声を学校運営に反映される仕組みとして、学校運営協議会^{*}を設置するコミュニティ・スクール^{*}の取組が令和元（2019）年に菅島小学校区でスタートし、令和4（2022）年度には、全ての小学校区において学校運営協議会が組織されました。

また、少子化や社会環境の変化に伴い、従来のPTA組織の縮小や活動の見直しが進む中で、家庭と地域が新たな形で学校教育を支える仕組みづくりが必要とされています。

さらに、部活動についても学校中心から地域への展開が推進され、地域のスポーツ・文化団体との協働を通じて、子どもたちの活動の場を確保しつつ、教職員の負担軽減を図ることが求められています。

VII 社会教育が果たす役割

少子高齢化や地域の繋がりの希薄化が進む中、住民一人ひとりが学びを通じて自己を高め、地域と主体的に関わることの重要性が増しています。また、人生100年時代を迎え、全ての世代が生涯にわたって学び続ける「生涯学習社会」の実現に向けて、社会教育の果たす役割が改めて注目されています。

本市では、文化財や地域資源を活かした郷土学習、図書館を拠点とした読書活動や展示、スポーツによる健康づくりと地域交流など、多様な取組を通じて、地域における社会教育を推進しています。これらの取組は、市民の学びや自己実現を支えるとともに、世代や地域を超えた繋がりを生み、地域の活力や文化の継承にも繋がっています。

地域における学びの機会をより一層広げていくためには、多様な学びの場の提供が必要です。ICT^{*}の活用により、場所や時間に制約されない学びの機会が広がる一方で、対面による交流や体験を通じた学びは、地域の繋がりの相互理解を深めるうえで引き続き重要な役割を果たしています。世代を問わず、自身の状況や関心に応じて無理なく参加できる開かれた学習環境の構築だけでなく、学びの成果を地域社会に活かしていくための仕組みづくりが求められています。

第3章 計画の基本的方針

I 第Ⅲ期鳥羽市教育大綱

鳥羽市が策定した「第Ⅲ期鳥羽市教育大綱（計画期間：令和8年度～令和12年度）」では、「基本理念」、「基本方針」などを以下のとおり掲げています。

1 教育大綱の基本理念

(1) 鳥羽の教育がめざす基本目標

「自ら学び 地域とつながり とともに鳥羽の未来を創る人」

(2) 鳥羽の教育がめざす基本理念

将来の予測が困難なVUCAの時代に、未来に向けて持続可能な社会の創り手を育成していくこと、学校や地域とのつながり等に根差したウェルビーイング[※]を向上していくことが求められています。

国際的な観光文化都市・鳥羽の子どもたちには、夢や希望を持ち、文化や芸術、スポーツなど本物に触れる豊かな体験を通して、知性・感性・理性を磨き、一人ひとりの個性を大切に成長してほしいと願っています。

子どもたちには、地域の人と出会い、「鳥羽ならではの」、そして「鳥羽しかできない」学びを通して、ふるさと鳥羽に自信と誇りを持ち、鳥羽を語る（発信する）ことができる力を育みます。また、グローバルな視野を持ちながら、鳥羽でも、世界でも活躍できる人材を育成していきます。

このような子どもたちを育てていくためには、家庭や学校とともに地域が一体となって子どもたちの教育に参画していく必要があります。同時に、子どもたちも積極的に地域や社会に参画し、地域課題の解決に向けて本気で取り組み、子どもの挑戦する姿を温かく受け止めてくれる地域コミュニティとのつながりを生み出していきます。

子どもたちは鳥羽の宝です。そして、鳥羽の未来を創るのは今の子どもたちです。

子どもたち一人ひとりは、幸せに生きるとともに自他のかけがえない価値を認識しながら、様々な分野に積極的に挑戦し、自らの可能性を伸ばしていくことが大切です。家庭や学校、地域の人々は、子どもたちの無限の可能性を信じ、子どもたちの学びや育ちを支援していく伴走者であることが望まれます。

ここ鳥羽で、「自ら学び 地域とつながり とともに鳥羽の未来を創る人」づくりを地域総がかりで進めていきます。

2 教育大綱の基本方針

基本方針Ⅰ

一人ひとりを大切にした学び

主体的な学びを引き出し、多様な教育的ニーズに応じて、個性や能力を伸ばす教育を進めます。また、幼稚園や保育所と小学校が連携し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る「幼保小の架け橋プログラム^{*}」を進めます。

基本方針Ⅱ

鳥羽のひと・もの・ことを生かした鳥羽ならではの教育

地域の人と出会い、「鳥羽ならではの」、そして「鳥羽でしかできない」学びを進めます。グローバルな視野を持ちながら、ふるさと鳥羽でも、世界でも活躍できる人材を育む英語教育を進めます。また、ふるさと鳥羽に自信と誇りを持ち、鳥羽を語る（発信する）ことができる海洋教育やふるさと学習（地域学習）を進めます。

基本方針Ⅲ

豊かな心と健やかな体の育成

相手と心から向き合うことを大切に、多様な価値観を認め、他者を思いやる気持ちや感謝する心など、自他の人権を尊重する豊かな心を育む学びを進めます。また、健康の保持・増進や体力向上など健やかな体を育むため、健康・体力を高める教育を進めます。

基本方針Ⅳ

地域・家庭等の多様な主体との連携・協働

子どもたちが地域の中で豊かに学び、成長できるように、学校・家庭・地域等の多様な主体と連携・協働して教育活動に取り組む「地域とともにある園・学校づくり」を進めます。教育と福祉、医療等の連携により、自立と社会参画に向けた学びや発達を保障し、途切れのない支援を進めます。

基本方針Ⅴ

安全・安心・快適な教育環境

子どもの教育環境の向上を第一に考え、子どもが安全・安心、快適に過ごすことができる環境を整備します。子どもが豊かに学び育ち、教職員が生き生きと働くことができる学校をつくれます。

基本方針Ⅵ

市民の豊かな学び

市民一人ひとりが、生涯にわたって主体的に学び、心豊かな生活を送ることができるよう、文化、芸術、スポーツ等の市民活動を活用して、市民の豊かな学びの環境整備を進めます。学校の部活動を地域の人材を活用して地域全体で支え、持続可能な部活動の地域展開を進めます。

Ⅱ 第3次鳥羽市教育ビジョンの体系

「第Ⅲ期鳥羽市教育大綱」で掲げられた、基本目標や基本方針を基礎として、次の「目標」と6の「基本方針」、24の「施策」を、本ビジョンにおける取組の体系とします。

目 標	基本方針	施 策
自ら学び 地域とつながり ともに鳥羽の未来を創る人	<p>基本方針Ⅰ 一人ひとりを 大切にしたい学び</p>	<p>施策1 確かな学力の育成と学びの質の向上</p> <p>施策2 情報リテラシーの育成とICT教育の推進</p> <p>施策3 多様な学びを支える特別支援教育の充実</p> <p>施策4 災害に強い心と知識を育てる防災・減災教育</p> <p>施策5 安心して学べる学校づくり</p> <p>施策6 多様な教育的ニーズに対応した教育</p> <p>施策7 活力ある学校づくり</p> <p>施策8 未来を育む幼児教育</p>
	<p>基本方針Ⅱ 鳥羽のひと・もの・ことを 生かした鳥羽ならではの教育</p>	<p>施策9 鳥羽から世界へつながる英語教育の推進</p> <p>施策10 鳥羽の未来を切り拓く力を育む海洋教育</p> <p>施策11 郷土愛を育むふるさと学習の推進</p>
	<p>基本方針Ⅲ 豊かな心と健やかな体の育成</p>	<p>施策12 人権を尊重し、ともに生きる力を育む人権教育</p> <p>施策13 健康や体力の向上に視点を当てた教育</p>
	<p>基本方針Ⅳ 地域・家庭等の 多様な主体との連携・協働</p>	<p>施策14 地域とともにある学校づくり</p> <p>施策15 家庭・地域と連携した幼児教育</p> <p>施策16 福祉・医療等との連携による支援</p>
	<p>基本方針Ⅴ 安全・安心・快適な 教育環境</p>	<p>施策17 学びを守る学校施設の改修と長寿命化の推進</p> <p>施策18 未来を見据えた教育環境・設備の充実</p> <p>施策19 学校の適正規模・適正配置の推進</p> <p>施策20 教職員の働き方改革</p>
	<p>基本方針Ⅵ 市民の豊かな学び</p>	<p>施策21 多様な生涯学習や文化活動の推進</p> <p>施策22 読書活動の推進</p> <p>施策23 鳥羽の文化財の保存・活用・継承</p> <p>施策24 誰もが生き生きできるスポーツの推進</p>

第4章 施策の方針

基本方針Ⅰ 一人ひとりを大切にしたい学び

施策 1 確かな学力の育成と学びの質の向上

めざす姿

一人ひとりに応じたきめ細かな指導のもと、子どもたちに生きる力を育むことをめざします。子どもたちが、主体的・対話的で深い学びを通じて、基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」を育成し、生涯にわたって能動的に学び続ける態度を身につけています。

現状と課題

- ◆ 子どもたちの主体的な学びを引き出すために、知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育成するための授業づくりが必要となっています。さらに、主体的に学習に取り組む態度を養うため、一人ひとりの状況に応じた個別最適な学びとまわりと考えを共有しながら課題解決へと向かう協働的な学びを一層充実させた授業実践に取り組む必要があります。
- ◆ 全国学力・学習状況調査の実施により、鳥羽市の子どもたちの学力の状況については、中学校における国語、数学の正答率において全国の正答率を上回る結果となり、取組の成果が表れています。一方で小学校においては、国語、算数の結果から課題が見られます。学力向上に向け、授業改善や小中連携を進め、主体的に学習に取り組む子どもの育成に取り組む必要があります。
- ◆ 学習内容を確実に身につけることができるよう、指導方法や指導体制の工夫・改善に取り組み、子どもたちにどのような力がついたかという学習成果をもとに、教職員が授業改善に取り組む必要があります。また、教職員は一人ひとりの子どもの学習状況についての的確な評価を行い、子どもたちがその後の学習に意欲的に取り組めるよう指導の改善を行う必要があります。
- ◆ 各校において、児童生徒の実態に合わせた指導方法や指導体制を振り返り、改善に向けた取組を進める研修を実施し、日々の指導の改善に生かしていく必要があります。その際、指導主事も校内研修等の要請に応じ、指導・助言を行っています。
- ◆ 市内学校において、複式学級が増加傾向にあります。児童が主体的に学ぶ時間を設けることで、自律的な学びの力を育成する必要があります。また、地域や保護者との連携を強化し、複式学級での学習体制の構築に取り組む必要があります。
- ◆ 子どもたちの確かな学力の育成には、教職員の授業力向上が不可欠です。そのためには、実践的で質の高い研修の充実が求められます。学びの質の向上に直結する研修の充実と、環境整備を行う必要があります。

主 な 取 組

① 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

- ・ 子どもたちが授業の中で対話や協働を通じて考えを広げ深める活動、見通しをもったり学習したことを振り返ったりする活動を通して、協働的な学習による課題解決に向けた授業づくりとなるよう授業改善を推進します。
- ・ 指導者が明確なねらいをもって授業に臨み、子どもたちが見通しをもって学習に取り組むことで学ぶ楽しさやわかる喜びを実感できるよう「めあてと振り返り」を効果的に取り入れた授業づくりを推進します。
- ・ 学年担当、教科担当ごとのオンライン情報交換会において、授業実践や課題を共有しながら学校間の連携を強化します。また、他校の教員との交流により、指導方法や教材の工夫を広げることで、授業の質の向上を推進します。

② 一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実

- ・ 全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェックの活用を通じて、子どもたち一人ひとりの学習の定着状況を把握し、指導の改善や個に応じた指導を進めます。
- ・ 個々の学習状況や興味・関心に応じた個別最適な学習となるよう、授業を通して子どもたちが習得した力や一人ひとりの課題を把握し、子どもたちが学ぶ楽しさやわかる喜びを実感することにつながる授業づくりを推進します。
- ・ 複式学級では、異学年がともに学ぶ中で生まれる協働学習を活かし、社会性や思いやりの育成につながる取組を進めます。また、少人数の特性を活かしたきめ細かな指導を行うとともに、複式担当教員同士のオンライン情報交換を行い、指導方法や教材工夫の共有によって指導の質を高めます。

③ 教職員の資質向上と研修機会の確保

- ・ 教職員の授業力向上を図るため、学力向上委員会において各校の現状と課題を共有し、授業改善の取組を推進します。子どもたちが「学ぶ楽しさ」や「わかる喜び」を実感できる授業づくりをめざし、学校間の連携と実践的な取組を広げます。
- ・ 研究指定校を中心に、授業改善の実践研究を推進し、教職員の資質向上と研修機会の充実を図ります。研究成果を市内全体に発信し、学びの質の向上につなげます。

■ 成果指標

項 目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
全国学力・学習状況調査の正答率（※1）	小学校 全国平均 $\Delta 9.1\%$ 中学校 全国平均 $\Delta 7.3\%$	全国平均 +3.0%

※1：全国学力・学習状況調査での実施教科の正答率の平均値

施策 2

情報リテラシーの育成と ICT 教育の推進

----- め ざ す 姿 -----

学校における ICT 環境が整備され、1人1台端末を利用し、さまざまなデジタルツールの活用を通して一人ひとりに最適で効果的な学びを行うことで情報活用能力を身につけています。

----- 現 状 と 課 題 -----

- ◆ 社会における ICT の高度化の進展に伴う変化に対応しながら、学校での ICT の効果的な活用を進めるとともに、子どもたちの個々の学習状況に応じた個別最適な学びの実現が求められます。
- ◆ 子どもたちがインターネットを活用する機会が増える中で、インターネットを通じた犯罪やトラブルに巻き込まれる危険性が増しています。このことから、子どもたちの発達段階に応じた情報モラル教育を進める必要があります。
- ◆ ICT を効果的に活用した授業を行うため、教職員一人ひとりの ICT 活用指導力の向上を図る必要があります。



----- 主 な 取 組 -----

① ICT を効果的に活用した教育の推進

- 学校における ICT の活用を進めるため、ICT の利活用に関する支援体制の充実を図ります。また、情報教育推進委員会等を通じて、アプリの使用例や情報を共有するとともに、活用についての情報や先進的な取組について横展開に取り組みながら、発展的な活用方法につなげていけるように取組を進めます。

② 情報活用能力の育成

- 各教科等における学習活動を通じて、プログラミングの働きやよさに気づくとともに、情報を適切に活用する力を育成します。また、情報セキュリティを含む情報モラル教育を推進し、インターネットを適切に利用できる力を育成します。

③ 教職員の ICT 活用指導力の向上

- 授業や校務における ICT 活用に関する研修の充実を図ります。また、情報教育推進委員会やオンライン情報交換会を通じて、教科ごとの ICT 活用事例を共有し、教職員の ICT 活用指導力の向上を図ります。

■成果指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
学校でのICT活用授業時間数（※1）	2.8時間	4.0時間

※1：学校でのICT機器を活用した1日当たりの授業時間数についての質問に対する児童生徒の回答時間数の平均値

施策 3 多様な学びを支える特別支援教育の充実

めざす姿

インクルーシブ教育システム*の理念に基づき、特別な支援を必要とする子どもたちが、一人ひとりのニーズに応じた学習環境の中で、自らの力や可能性を伸ばし、自立や社会参加に必要な力を身につけています。また、障がいの有無にかかわらず、子どもたちは互いに関わり合いながら、理解し合い、尊重し合う姿勢を育んでいます。

現状と課題

- ◆ 個別の配慮や支援を必要とする子どもたちは増加傾向にあり、一人ひとりの教育的ニーズを把握した合理的配慮*の提供や適切な指導、支援の充実が求められています。また、特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校にも在籍していることから、全ての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を身につけ、専門性を高める必要があります。
- ◆ 鳥羽市では、健康福祉課子育て支援室内に総合子ども相談「ほっぷ」を設置し、支援の必要な子どもに早期から関わり、保健・福祉・教育が連携して就学前から卒業後に至るまで途切れのない支援が行えるように取組を進めています。今後も取組の充実を図る必要があります。
- ◆ 障がいの有無にかかわらず、子どもたちが共に学ぶことにより、同じ社会に生きる人間として互いに正しく理解し、共に助け合い、支えあって生きていくことの大切さを学ぶことをめざした交流及び共同学習の一層の充実を図るため、子どもの多様性を踏まえた学級づくりや学校づくりが求められています。

主な取組

① 多様な学びの場における適切な指導・支援及び相談体制の充実

- 子ども一人ひとりのニーズを捉え、合理的配慮の提供や個に応じた支援の充実を図るため、特別支援教育コーディネーターを中心とする効果的な校内委員会の運営や、学校全体としての支援体制の整備を推進するとともに、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づいた指導・支援を行います。
- 通常の学級においても、特別支援教育の視点を生かした指導方法の工夫や、必要な支援の充実を図ります。また、通常の学級の子どもの特別な指導の場として、通級指導教室での指導の充実をめざします。
- 特別支援教育に関する指導・支援や相談体制の充実を図るため、特別支援学校のセンター的機能や

有識者を活用した巡回相談や子育て支援室併任指導主事（みえ発達障がい支援システムアドバイザー※）による巡回相談を行います。

② 交流及び共同学習の充実

- 特別な支援を必要とする子どもを含む全ての子どもたちが、通常の学級で安心して学習することができるよう、教育環境を整えるとともに、共に学ぶことを通して互いを理解し、支え合う関係を築くことができる学校づくりや学級づくりを進めます。
- 副次的な籍制度※を実施し、特別支援学校に就学した児童生徒が居住地や子どもたちとのつながりを維持し、共に学ぶことができる環境をつくれます。

③ 特別支援教育に関する専門性の向上

- すべての教職員が特別支援教育に関する知識や技能を身につけ、適切な指導・支援が行えるよう研修等を推進します。また、学校で特別支援教育を推進する中核となる特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会を実施します。

④ 途切れのない支援体制の充実

- 「ほっぴファイル※」の活用を推奨し、円滑かつ確実な支援情報の引き継ぎを進めます。
- 子育て支援室併任指導主事を活用し、総合子ども相談「ほっぴ」やほっぴ会議※、医療などの関係機関と連携・協働して、授業など学校生活の様子を踏まえて、必要に応じて適切な支援方法の助言や保護者への相談対応を行い、子ども一人ひとりが必要な支援を途切れなく受けられるよう支援体制を整えます。

■成果指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
特別支援教育に関する研修会に年間2回以上参加した教員の割合（※1）	—	100%

※1：校内研修（特別支援教育を含む）

施策 4 災害に強い心と知識を育てる防災・減災教育

めざす姿

子どもたちが、自分の命は自分で守るために必要な知識や災害時に地域の一員として周囲と協力して行動できる力を身につけています。

現状と課題

- ◆ 南海トラフ地震や津波、台風や集中豪雨など、「必ず起こる」大規模災害から子どもたちが自分の命を守る力を身につけるため、学校での防災教育を効果的に推進することが大切です。あわせて、学校だけでなく、家庭・地域と協働して、災害時に子どもたちが発達段階に応じて地域の一員として行動で

施策 5

安心して学べる学校づくり

めざす姿

子どもたちが主体的にいじめの防止に向けて行動するとともに、不登校の状況にある児童生徒の意思が尊重され、個々の状況に応じた支援が適切に行われることで、誰もが安心して学び、社会性や自立心を育むことができる環境が整えられています。

現状と課題

- ◆ いじめは、いじめを受けた子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。学校においては、いじめは決して許されない行為であるという認識のもと「鳥羽市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめをなくすための取組により注力することが必要です。
- ◆ 不登校傾向の児童生徒は年々増加傾向にあり、その要因・背景はより複雑化・多様化しています。教育支援センター*担当職員や専門家による教育相談などを通して一人ひとりの悩みに寄り添い、個々の状況に応じた支援を行っています。今後も子どもたちが安心して学ぶことができる居心地のよい学校・学級づくりを進めることが大切です。
- ◆ 経済的に困難な家庭の子どもが安心して教育を受けられるよう、学用品費や修学旅行費などを支援するとともに、小学校・中学校の学校給食を無償化しています。今後も教育の機会均等を保障するため、必要な世帯に継続的かつ柔軟に支援できる制度運営が求められています。

主な取組

- ① 指導体制の充実と組織的な対応の推進
 - ・ 子どもたちがいじめに関する理解を深め、自分事として考え議論し、いじめをなくす心情や判断力等を身につけることができるよう、学校教育活動全体を通じて、いじめをなくすための取組を推進します。また定期的なアンケート調査や面談等により、きめ細かな実態把握をするとともに、「鳥羽市いじめ防止基本方針」に基づいた組織的な対応の推進を図ります。
- ② 誰もが安心して学べる学校・学級づくりの推進
 - ・ 日々の授業や学校行事において、子どもたちの自主的・自律的な活動を通して、子どもたちにとって安心して学べる「魅力ある学校づくり」を進めます。また、教育相談体制の充実に取り組み、子どもたちが安心して学校生活を送ることができる環境を整えます。日頃の子どもの観察や教育相談等により、実態を把握し、関係者が共通理解を持って教育活動を進めます。
 - ・ 校内教育支援センター*の設置を進め、学校内においても不登校や悩みを抱える児童生徒が安心して過ごせる居場所づくりと支援体制の強化を図ります。専門的な支援がより身近に受けられる環境を整えることで、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応を可能にし、誰もが安心して学べる学校づくりを推進していきます。

③ 教育の機会均等を支える経済的支援

- すべての児童生徒が平等に栄養ある食事を受けられる環境を整えるため学校給食無償化を継続し、就学援助制度や新入生応援金を支給することで必要な世帯に継続的かつ柔軟な支援体制の充実を図ります。

■成果指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと考える児童生徒の割合（※1）	小学校 95.6% 中学校 95.5%	小学校 100% 中学校 100%
小中学校における100人あたりの不登校児童生徒数（※2）	小学校 2人 中学校 7人	小学校 1.5人 中学校 5人

※1：『全国学力・学習状況調査』（文部科学省）において「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」という質問に対して、肯定的な回答をした鳥羽市の児童生徒の割合。【令和6年度全国値 96.7%（小学校）、95.7%（中学校）】

※2：鳥羽市の小中学校の児童生徒100人あたりの不登校児童生徒数。本調査における不登校児童生徒とは、年度内に連続または断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、「不登校」を理由にする者をいう。【令和6年度全国値 2.3人（小学校）、6.7人（中学校）※「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」より】

施策 6

多様な教育的ニーズに対応した教育

めざす姿

複雑かつ多様化する教育的ニーズに対応し、一人ひとりの状況に応じた適切な支援が行われ、誰もが安心して学べる環境が整い、将来の社会的自立に向けた力が育まれています。

現状と課題

- ◆ 近年、児童生徒が抱える課題は、虐待や家庭環境、言語・文化的背景など、より複雑かつ多様化しており、学校だけで対応することが難しいケースも増えています。こうした状況に対応するためには、教育・福祉・医療などの関係機関との連携を強化し、子どもたちが安心して学べる環境を整えるとともに、一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場を確保することが求められています。
- ◆ すべての子どもたちが豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けることができるよう、安心感や充実感を得られる「魅力ある学校づくり」を進める必要があります。そのためには、教職員が多様な教育的ニーズに対して適切に対応できるよう、理解促進と専門的な研修の充実が重要です。学校全体で共通理解を持ち、支援体制を整えることが、子どもたちの社会的自立に向けた力を育む基盤となります。

主な取組

① 支援体制の強化と教職員の対応力向上

- 虐待や家庭環境に課題を抱える児童生徒に対しては、学校と福祉・医療など関係機関との連携を強

化し、早期発見・早期対応できるよう支援体制を整えます。特に、市の子育て支援室との連携を図り、子どもたちの安全と安心を確保する体制づくりを進めます。

- ・ 教職員に対しては、『虐待対応の手引き』を活用した研修を実施し、児童生徒のSOSに気づき、適切に対応できる力の向上を図ります。さらに、LGBTQ+*を含む性的マイノリティ*など、多様な背景を持つ子どもたちが、安心して自己を表現できるよう、教職員の理解促進や啓発活動を行います。こうした取組を通じて、すべての児童生徒が互いに尊重され、安心して学び合える学校文化の醸成をめざします。

② 多様な学びの場の整備と個別支援の充実

- ・ 外国にルーツがある子どもや、日本語指導が必要な児童生徒など、様々な教育的ニーズに対応するため、通級指導教室の活用をさらに充実させ、よりきめ細やかな支援を行っていきます。専門の教員による個別指導や支援計画に基づいた対応を通じて、子どもたちの個性や能力を伸ばす教育を推進します。
- ・ ICTを活用した個別最適な学習支援を進めることで、子どもたちが自分のペースで学び、主体的な学びを引き出す環境づくりをめざします。

■ 成果指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
学校は楽しいと思っている 児童生徒の割合（※1）	小学校 79.2% 中学校 83.7%	小学校 100% 中学校 100%

※1：『全国学力・学習状況調査（文部科学省）』において「学校に行くのは楽しいと思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした鳥羽市の児童生徒の割合。【令和6年度全国値 84.8%（小学校）、83.8%（中学校）】

施策 7 活力ある学校づくり

めざす姿

各小中学校が、自校の特色や地域性を生かした教育活動を展開することで、児童生徒一人ひとりの活力と可能性を引き出し、創意工夫に満ちた魅力ある学校づくりを通じて、子ども・教職員・地域が共に成長し続ける学校となっています。

現状と課題

- ◆ 各市内小中学校において、それぞれの学校が、学校経営基本方針（目標）、年間計画等を策定し、それぞれの学校の特性に応じた学校事業を実施しています。
- ◆ 島っ子ガイドや稲作体験学習、わかめ養殖体験学習など、地域の自然や産業、文化を活かした体験的な学習を通して、児童生徒が地域の魅力や課題に気づき、郷土への理解と愛着を深める探求的な学びを推進しています。

----- 主 な 取 組 -----

① 児童生徒の主体的な学びを促すプロジェクト学習の導入

- 地域課題や社会的テーマを題材にしたプロジェクト学習を導入し、児童生徒が自ら課題を発見・解決する力を育みます。教科横断的な学びを通じて、思考力・判断力・表現力を高める教育活動を展開します。

② 地域資源を活用した特色ある教育活動の推進

- 地元の自然、文化、産業などを活かした体験学習や交流活動を積極的に実施します。地域の人材を講師として招くなど、学校と地域が協働する教育活動を通じて、児童生徒の郷土愛と社会性を育みます。

③ 成果の共有と学校間連携の促進

- 各校の実施報告書を活用し、成果や課題を共有する場を設けます。また、学校間での情報交換や共同事業の企画を通じて、教育活動の質を高めるとともに、鳥羽市全体の教育力向上を図ります。

■ 成果指標

項 目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
ガイド活動などの発信活動を実施した小学校数	4校	7校

施策 8

未来を育む幼児教育

----- め ざ す 姿 -----

子どもたちが、安定した情緒のもとで自己を十分に発揮し、遊びや生活の中での体験を通して、健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会と関わる意識、思考力の芽生え、生命を尊重する気持ち、数量・文字等への関心、言葉で伝え合う力、豊かな感性等が育まれています。

----- 現 状 と 課 題 -----

- ◆ 幼児期は生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期です。幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイングの向上にとって最重要とされています。そのため、幼稚園・保育所・認定こども園※（以下「幼稚園等」という。）においては、家庭や地域と連携を図りながら、全ての子どもに格差なく質の高い幼児教育を行う必要があります。
- ◆ 幼稚園等において育んだ資質・能力を小学校でさらに伸ばし、子ども一人ひとりの学びの連続性を保障するため、幼児教育と小学校教育の円滑な接続と幼稚園等・小学校・中学校の連携に取り組む必要があります。



- ◆ 鳥羽市では、「幼保小の架け橋プログラム」が令和7年度に第一歩を踏み出したところであり、今後、幼稚園と保育所の横の連携と幼稚園・保育所・小学校・中学校の縦の連携をさらに進め、「幼保小の架け橋期カリキュラム[※]」の作成に取り組まなければなりません。
- ◆ 全ての子どもの健やかな成長を支え、保護者が安心して子育てができる環境を整えるために、認定こども園化を含めた施設のあり方について、将来を見据えた具体的な協議を進めていく必要があります。
- ◆ 子どもの健やかな成長と生涯にわたる学びの基礎を培うために、幼稚園教諭の担う役割は重要であり、さらなる資質の向上が求められています。

主 な 取 組

① 幼稚園等における教育・保育活動の充実と「幼保小の架け橋プログラム」の実施

- ・ 全ての子どもに格差なく質の高い幼児教育を行えるよう、学校教育課と子育て支援室が連携・協働し、市内幼稚園等において同じプログラムの実施や「(仮称)鳥羽市幼児教育・保育カリキュラム」の作成を進めます。また、園内・園外研修を推進し、幼稚園教諭等の専門性の向上を図ります。
- ・ 幼保小の架け橋期（5歳児から小学1年までの2年間）の教育の充実、学びの連続性を図るため、幼児教育と小学校教育の関係者が連携・協働し、子どもの育ちを中心に据えた対話を通し、「幼保小の架け橋期カリキュラム」の作成に取り組むとともに、見直し・改善を行っていきます。
- ・ 幼稚園教諭等と小学校・中学校等の教員が、幼稚園等と小学校・中学校における教育活動や指導方法等の違い、子どもの育ちと学びの連続性について理解を深め、指導に生かせるよう、相互に保育・授業を参観するなどの交流や合同研修等の取組を進めます。
- ・ 子どもたちが、小学校等での生活・学習に期待をする気持ちを高め、安心してスタートできるよう、幼稚園等と小学校・中学校との体験的な交流を推進します。交流後には、教員間で振り返りを行い、保育・教育の質の向上を図ります。

② 将来を見据えた公立幼稚園のあり方の検討

- ・ 地域の実情に応じた運営体制と質の高い幼児教育の両立を図るため、保育所等の関係機関と協議する場を設けるなど、認定こども園化等を視野に入れた具体的な協議を進めていきます。

③ 幼稚園教諭の資質向上

- ・ 質の高い幼児教育を実践するため、研修参加機会の確保、教員との経験交流などを促進することで、幼稚園教諭の資質向上を図ります。

■ 成果指標

項 目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
架け橋期カリキュラムを 作成・実施した小学校区の割合	0%	100%

基本方針Ⅱ 鳥羽のひと・もの・ことを生かした鳥羽ならではの教育

施策 9 鳥羽から世界へつながる英語教育の推進

めざす姿

地域の特色を生かした鳥羽ならではの英語教育に取り組み、子どもたちが語学力やコミュニケーション力を高め、他者とつながり、協働しながら社会的な課題解決に参画し、グローバルな視野を持ちながら鳥羽でも世界でも活躍できる力を身につけています。

現状と課題

- ◆ 国際的な観光文化都市である鳥羽において、子どもたちの英語への親しみや興味・関心を引き出すとともに、積極的に英語を活用してコミュニケーションを図る力を育てる必要があります。
- ◆ 子どもたちが「聞くこと」「話すこと（やり取り・発表）」「読むこと」「書くこと」をバランスよく統合させた英語コミュニケーション力を高める授業改善や活動の充実を図る必要があります。
- ◆ 実用英語技能検定（英検）を活用した英検チャレンジ事業において、子どもたちは検定へ挑戦する中で英語学習への意欲を高めています。英検に向けての学習を含め、ALT※やデジタル教材を効果的に活用しながら、英検合格に向け、子どもたちのさらなる意欲向上をめざして取り組む必要があります。
- ◆ 英語モデルスクールを指定し、指定校を中心に英語教育に係る研修の充実・強化を図っています。子どもたちが意欲的に英語学習に取り組み、能力を高められるように小中学校の教職員が主体となって指導改善につなげられるよう英語教育の指導体制の充実を図る必要があります。



主な取組

① 英語を活用したコミュニケーション活動の充実

- ・ 鳥羽市内すべての幼稚園・小学校・中学校に ALT を配置し、ALT と協働して授業を実施する指導体制の充実を図ります。
- ・ クルーズ船寄港時のガイド活動や外国とのオンライン国際交流学習を通して、学習した英語を活用して発信するコミュニケーションの場づくりを推進します。

② 英語学習への意欲向上にむけた検定事業の推進

- ・ 「英検チャレンジ事業」においては、公費による受検の機会を提供することで、子どもたちの英語学習への意欲を高めることをめざします。また、検定に向けた学習を通じて、実生活で活用できる実用的な英語力の習得を促し、英語を活用することへの関心と自信の向上を図ります。

③ 英語教育の指導体制の充実

- 英語教育推進計画及び外国語教育カリキュラムに基づき、子どもたちが英語に親しみながら、発達段階に応じた英語力を身につけられるよう、教職員を対象とした英語教育に関する研修を実施し、指導力の向上を図ります。



英語教育推進計画
外国語教育カリキュラム

■成果指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
中学3年生の 英検3級相当以上の英語力（※1）	50%	60%

※1：『令和6年度「英語教育実施状況調査」の結果について（文部科学省）』では、2027年度までに中学3年生の英検3級相当以上の割合を60%以上にする方針

施策10 鳥羽の未来を切り拓く力を育む海洋教育

めざす姿

子どもたちが鳥羽の海に親しみ、命や自然の大切さを実感しています。地元の文化に触れ、郷土への誇りを育み、体験活動を通じて主体的に学ぶ力を養い、自ら行動できる力が育まれています。

現状と課題

- 市内小中学校共通の「海洋教育コンテンツ」をもとに、鳥羽ならではの海洋教育を進めています。鳥羽市は豊かな海の恵みに囲まれた地域であり、釣り、磯観察、シーカヤックなどの体験活動を通じて、子どもたちが海とふれあい、命や自然の大切さを実感し学べる環境があります。さらに、身近に鳥羽水族館や海の生き物や環境についての学びを深める機会にも恵まれています。一方で、海洋ごみの問題や磯焼け、藻場の減少など、海の環境に関する課題も存在しています。こうした課題を知り、ふるさとの海を守りたいという思いを育みながら、「自分にできることは何か」を考え、主体的に行動できる児童生徒の育成が求められています。教育委員会、市内小中学校代表、及び市内外の有識者や関係機関と連携し、「鳥羽市海洋教育推進委員会」を組織し、鳥羽市の海洋教育を推進しています。
- 鳥羽市では、海洋教育に関する課題をグローバルな視点で捉え、国際的な視野を広げることを目的として、パラオ共和国との国際交流を通じた中学生の海外派遣事業を進めています。この事業は、令和6年度から志摩市に同行する形で開始され、初年度は2名の生徒が参加し、令和7年度には4名の生徒が参加しました。パラオ共和国は、海洋環境や文化において鳥羽市と



施策 11

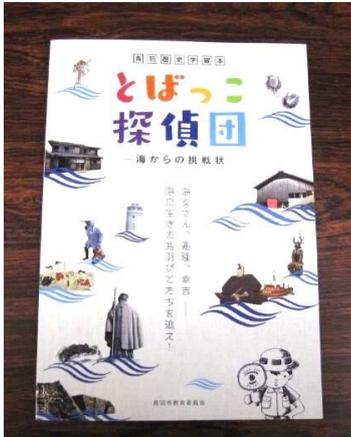
郷土愛を育むふるさと学習の推進

めざす姿

子どもたちが、ふるさと鳥羽の自然・歴史・文化・産業・人々とのふれあいを通して、地域への理解と誇りを深め、地域の一員としての自覚をもち、地域の未来を共に創っていく力をつけています。

現状と課題

- ◆ 小学校では、社会科の副教材『わたしたちの鳥羽市』を活用し、鳥羽ならではの地域学習を進めています。これらの教材や活動をベースに、各小中学校では鳥羽のひと・もの・ことを生かした特色ある教育として、地域の特色を生かしたふるさと学習を展開しています。
- ◆ 本市のふるさと学習は、これまで、各主体に任せられることが多かったため、平成29年度に、鳥羽の歴史や文化を子どもたちが主体的に学べるよう、鳥羽歴史学習本『とばっこ探偵団』を発刊し、「鳥羽市立海の博物館」や「ミキモト真珠島」など地域の施設を拠点とした体験的な教育活動を展開しています。さらに、小学校4～6年生を対象に「とばっこ検定」を実施し、地域の歴史や文化に関する理解を深める取組を進めています。また、令和5年度には、とばっこ探偵団を日本語と英語を併記した「とばっこ探偵団 English」を作成しており、市内の小中学校等の教育現場や国際交流の場で活用されています。
- ◆ 学校給食では、食を通してふるさとを知り、生産者の思いを学ぶ「鳥羽が好きふるさと給食」を実施し郷土愛を育む食育^{*}を進めています。子どもたちを発信者として、地域の魅力を発見したり郷土の良さを外部へ情報発信したりするような取組が行われています。地区に伝わる特色ある郷土文化の継承のため、地域と学校が協力し未来を担う人材を育てる活動も行われています。



主な取組

- ① ふるさとに誇りをもって鳥羽の良さを発信できる子どもの育成
 - ・ 「わたしたちの鳥羽市」を活用した地域学習をベースに、総合的な学習の時間等を活用して各学校における地域のひと・もの・ことを生かした郷土学習の推進を図ります。郷土の自然や伝統文化などについて話を聴く学習や体験活動を取り入れ、「郷土を知り、郷土から学ぶ」学習活動を実施していきます。
 - ・ 『とばっこ探偵団』を活用し、小学校4～6年生を対象に『とばっこ検定』を実施することで、鳥羽ならではのふるさと学習を推進します。鳥羽市立海の博物館やミキモト真珠島など、鳥羽のひと・もの・ことを生かした体験的な学びを通して、子どもたちはふるさと鳥羽の魅力に触れ、郷土への理解と愛着を深めていきます。また、学んだ地域の良さについては、ガイド活動や学級新聞、学習発表会などを通じて地域や家庭に発信する機会を設け、ふるさと鳥羽に自信と誇りを持ち、自らの言葉で鳥羽を語る力を育てていきます。
 - ・ 市内の子どもたちが地域の魅力に触れ、郷土愛の醸成を図ることを目的に、鳥羽市の特徴である海をテーマとした「海の香りのする詩」の作品募集を行います。

② 食材を通して地域の良さを再認識し郷土愛を育む食育

- 地域で収穫した農産物や水産物が食材となる過程を学び、そこに携わる多様な人たちの生き方や思いを学ぶ取組を進めるとともに、食材を通して、自然の豊かさを知り、食の大切さと感謝の気持ちを学ぶ食育を進めていきます。また、安全・安心でおいしい地元の食材を使用し給食の充実を図ると共に、食を通じてふるさとで働く人々の生き方や思いを知る「鳥羽が好きふるさと給食」の一層の推進に努めます。

■成果指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
とばっこ検定合格率	100%	100%
鳥羽市の食材（農水産物等）使用率	13.6%	20.0%

基本方針Ⅲ 豊かな心と健やかな体の育成

施策 12 人権を尊重し、ともに生きる力を育む人権教育

めざす姿

子どもたちは人権に関する正しい知識と理解を深め、自他の人権を尊重し、守るための実践行動ができる力を身につけています。

現状と課題

- ◆ 集団生活の中でより良い人間関係を築き、お互いの人権を尊重し合って生きることの大切さを学ぶ人権学習に取り組んでいます。さらに、人権問題を自分の問題と重ねてとらえ、実践行動につながる学習活動を進めていく必要があります。
- ◆ 子どもたちが自分をかけがえのない存在と感じ、自他の価値を認め尊重しながら、自らの未来を主体的に切り開くことができる力を身につける取組を、継続・発展させていくことも大切です。

主な取組

① 「人権感覚あふれる学校づくり」の推進と人権教育・学習の充実

- ・ 子どもたちが互いを信頼し受容し合える豊かな人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養う意欲や態度を育てるとともに、効果的な教育内容の充実を図ります。
- ・ 毎年実施している「鳥羽市小中学校人権フォーラム」では、作文発表をもとにした意見交流を通じて、人権教育・人権学習の充実を図っています。このフォーラムでは、学校を越えて子どもたちが自分の願いや思いを主体的に発表し合い、豊かな出会いと発見の場をつくるとともに、互いに刺激し合い、各学校でリーダーとして活躍できるような機会となることをめざしています。
- ・ 他校の児童生徒との意見交流を通じて、部落差別をはじめとするあらゆる人権問題についての認識を深め、自分たちの生活を見直し、よりよい社会を築こうとする姿勢を育てます。学校全体で自分たちのくらしや生い立ちを十分に知り合える実践を続ける中で生まれた葛藤や悩み、思いを十分に出し合えるフォーラムとし、子どもたちの学びを積極的に各校や市民に発信していきます。
- ・ 「人権フォーラム担当者会議」を継続し、確かな実践を持つ方を招いての研修を充実させます。学校では担当者を中心として、普段から自分の思いを伝え、友だちの思いを聴き、さらに考えを深める子どもを育てます。

② 9年間を見通した人権教育の取組

- ・ すべての教育関係者が人権教育の推進に積極的に取り組みます。そのために、自らの人権意識を見つめ直し、確かな人権感覚と教育実践力の向上を図ります。学校では、課題や指導のねらいを明確にした行動計画をもとに、小中9年間を見通した系統的・日常的な取組を進めます。特に中学校の統合を踏まえ、改めて中学校区の人権教育カリキュラムの見直しを行い、発達段階に応じた学びの

連続性と充実を図ります。こうした取組を通じて、子どもたちが自他の人権を尊重し、よりよい社会を築こうとする意識と行動力を育てていきます。

■成果指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
自分には、よいところがあると思う 児童生徒の割合（※1）	小学校 71.5% 中学校 83.6%	小学校 100% 中学校 100%

※1：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）において「自分にはよいところがあると思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした鳥羽市の児童生徒の割合。【令和6年度全国値 84.1%（小学校）、83.3%（中学校）】

施策 13 健康や体力の向上に視点を当てた教育

めざす姿

子どもたちが、楽しさを味わいながら体を動かし、積極的に運動やスポーツに親しむことを通じて体力が向上しています。また、運動部活動改革が進み、将来にわたり子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会が確保され、中学校における部活動の地域展開*が進んでいます。

現状と課題

- ◆ 子どもたちの健康に関わる問題は、性や薬物など複雑で多様化しています。鳥羽市では「性教育指導手引き書」に基づき、命の大切さや人としての成長を考える教育を進めています。将来の家庭の一員としての役割や責任についても学び、少子高齢化社会を見据えた意識づくりをめざしています。
- ◆ 多面的な運動の機会を提供する指導者を育成するため、平成28年度からコーディネーショントレーニング*を取り入れ、児童生徒の体力向上に取り組んでいます。
- ◆ 近年では、急激な少子化が進む中で、中学生世代が将来にわたってスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するため、中学校の部活動の地域展開への取組が進められています。鳥羽市においても、地域の現状をふまえ、学校や地域クラブ等と協議を行い、国が定めた改革実行期間において休日の部活動を中心に地域クラブでの活動へ地域展開をめざすよう取り組んでいます。



主な取組

① 教育内容の充実

- 「性教育指導手引き書」に基づいて授業を実施し、命の尊さ、心と体の成長、他者との関係性を学ぶ内容を段階的に指導します。保健体育科や道徳科において性に関する正しい知識と、自己尊重・他者尊重の態度を育成します。また、薬物乱用防止教室等において危険性や予防策を学ぶ機会をつくります。

- 子どもたちが自分自身の命を大切にし、困難な状況でも支援を求められるようにするために、自殺予防に関する教育的な働きかけも行います。児童生徒が心の健康を保ち、安心して相談できる環境づくりを進めることで、命を守る教育の充実を図ります。

② コーディネーショントレーニングの推進

- コーディネーショントレーニングを積極的に実践できるように、学校の体育担当者や小学校体育研究会と連携し、指導者の研修会等を開催するなど指導体制の整備を図ります。

③ 中学校部活動の地域展開

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって中学校の生徒が継続的にスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するため、部活動の地域展開を推進します。学校や地域クラブ等との理解や協議を行い、国が定めた改革実行期間中の令和8年度から地域展開の準備が整った活動から休日の部活動を中心に地域展開を進めます。

■ 成果指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
部活動地域展開の実施数	0活動	5活動

基本方針Ⅳ 地域・家庭等の多様な主体との連携・協働

施策 14 地域とともにある学校づくり

めざす姿

地域と連携し、子どもたちの育ちを地域全体で支える園・学校となり、多様な地域資源を活用し、児童生徒が安心して学び成長できる環境を創出しています。保護者や地域住民と協働し、豊かな人間性と社会性を育む教育を推進しています。

現状と課題

- ◆ 少子・高齢化が進む各地域にあって、学校・家庭・地域が連携しながら地域に根差した教育の推進を行い、学校運営の主体を地域が担う体制づくりを行う必要があります。
- ◆ すべての小学校に学校運営協議会を設置しており、学校運営協議会において学校の教育目標や課題について話し合ったり、地域の方々の知識や経験、技能を活用した学習や体験活動等を行ったりしています。今後は、すべての小中学校に学校運営協議会を設置し、それらの活動を通して、地域全体で子どもたちの豊かな成長を支えています。
- ◆ 小学校5校にコミュニティ・スクールディレクターを配置し、地域と共にある学校づくりの推進を図っていますが、今後すべての小中学校にコミュニティ・スクールディレクターを配置し、それぞれの地域ならではの特色を生かした学校づくりを進めていくことが求められています。

主な取組

① 地域資源の活用推進

- ・ 地域の人材・施設・文化など多様な資源を教育活動に取り入れ、児童生徒が地域に根ざした学びを通して、社会性や郷土愛を育みます。

② 保護者・地域住民との協働促進

- ・ 保護者や地域住民と協働し、行事や体験活動を通じて子どもたちの人間性・社会性を育む教育を推進し、地域全体で育てる意識を高めます。

③ 地域の特色を活かした学校運営協議会活動の推進

- ・ 地域の方々の知識や経験、技能を活用した学習や体験活動等を充実させ、地域の歴史や文化等について子どもたち自身が主体的に学び、発信する活動を推進します。

④ 放課後の安全・安心の居場所づくり

- ・ 小学校の児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう地域住民等の参画を得て、対象となる校区の児童を対象に放課後等に学習や体験・交流活動を行う事業である放課後子ども教室の運営を行います（鳥羽小学校区、加茂小学校区、安楽島小学校区の3区）。

■成果指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
コミュニティ・スクールディレクターを配置する学校運営協議会の数	5協議会	8協議会

施策 15 家庭・地域と連携した幼児教育

めざす姿

幼稚園・保育所・認定こども園（以下「幼稚園等」という。）と家庭と地域が一体となり、子どもたちが安定した情緒のもとで、遊びや生活の中でのさまざまな体験を通して、健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会と関わる意識、思考力の芽生え、生命を尊重する気持ち、数量・文字等への関心、言葉で伝えあう力、豊かな感性等が育まれています。

現状と課題

- ◆ 少子化、核家族化、地域とのつながりの希薄化等、幼児を取り巻く環境の変化に伴い、日々の子育てに不安感や孤独感を抱く保護者の姿も見られます。そのため、幼稚園等においては、保護者が安心して子どもとともに成長していくためにきめ細やかな支援が必要です。
- ◆ 就学前の子どもたちの生活は、家庭を基盤として地域での触れ合いや体験を通じて広がっていきます。家庭や地域も一体となり、教育・保育活動の取組を進めるとともに、幼稚園等は地域の子育て支援の拠点としての機能の充実が求められています。

主な取組

- ① 家庭との連携による基本的な生活習慣等の確立
 - ・ 「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」を活用するなどして、「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣や読書習慣、運動習慣等の確立を図ります。
- ② 子育て支援の充実
 - ・ 幼稚園等で遊ぶ子どもの気持ちを保護者が共感したり、子どもの理解を深めたりすることができるように保育参観や保護者が子どもたちと一緒に活動を楽しめる機会、保護者同士の交流の機会をつくります。また、懇談会を実施するなどして相談体制の充実に努めます。
 - ・ 未就園のお子さんと保護者が幼稚園等を訪れることができるよう施設開放を行います。子育てに関する不安や悩みなどについて気軽に話ができるように努めます。必要に応じて、子育て支援センターや総合子ども相談「ほっぷ」との連携を図ります。
- ③ 家庭・地域とともにある園づくりの推進
 - ・ 地域の人々と触れ合ったり、地域の施設等を活用したりするなど、多様な体験活動を推進します。
 - ・ 教育現場向け連絡システムやインターネット等を活用しながら、家庭、地域に向けて、園の情報や幼児の学びや育ちの効果的な発信に努めます。

■成果指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
幼稚園における家庭・地域と協働して実施した体験活動の回数（※1）	24回／年	25回／年

※1：幼稚園において、家庭と協働して実施した体験活動、地域の人と関わった体験活動、家庭と地域の両方と協働して実施した体験活動の回数

施策16 福祉・医療等との連携による支援

めざす姿

子ども一人ひとりが、教育・福祉・医療などの関係機関の連携による途切れのない支援のもとで、安心して学び、自己の可能性を最大限に発揮しながら、自立と社会参画に向けて成長しています。

現状と課題

- ◆ 福祉や医療の支援を必要とする子どもは増加傾向にあり、教育・福祉・医療の連携の重要性が高まっています。
- ◆ 鳥羽市では、健康福祉課子育て支援室内に総合子ども相談「ほっぴ」（保健・福祉・教育を一元化させた子ども相談窓口）を設置し、支援の必要な子どもに早期から関わり、就学前から卒業後に至るまで途切れのない支援が行えるように取組を進めています。今後も取組の充実を図る必要があります。
- ◆ 福祉・医療等との連携による支援を推進するため、令和6年度より、教育委員会では、発達障がい児支援のための人材育成研修を修了し、「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」の資格を有する指導主事を、子育て支援室との併任で配置しています。

主な取組

① 教職員への制度理解の推進

- ・ 教職員へ福祉制度等の周知を行うとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に、制度や支援機関の情報提供を行います。

② 福祉・医療等との連携の推進

- ・ 保健・福祉・教育の多職種が連携する「ほっぴ会議」を通じて、子どもたちへの途切れのない一貫した支援のあり方を検討します。
- ・ 子育て支援室併任指導主事を活用し、鳥羽市総合子ども相談「ほっぴ」、医療機関、福祉施設（放課後等デイサービス事業所）との連携を図り、子ども一人ひとりが、切れ目のない支援のもとで、安心して学べるよう支援に努めます。

③ 途切れのない支援体制の充実

- ・ 「ほっぴファイル」の活用を推奨し、円滑かつ確実な支援情報の引き継ぎを進めます。
- ・ 保健・福祉部門と連携・協働し、授業等の学校生活の様子から、必要に応じて適切な支援方法についてアドバイスをを行う等、支援を行います。

■成果指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
ほっぴ会議実施回数	11回	12回

基本方針V 安全・安心・快適な教育環境

施策17 学びを守る学校施設の改修と長寿命化の推進

めざす姿

老朽化や生活様式の変化への対応が進み、安全で快適となった学校施設では、子どもたち一人ひとりが安心して学校生活を送っています。

現状と課題

- ◆ 昭和の年代に整備した施設等は、既に耐用年数を経過したものも多く、屋根や外壁、配管などの老朽化によるリスクや維持管理費の増大などの課題を抱えている状況にあり、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化・非構造部材の耐震化などを計画的に実施していく必要があります。
- ◆ 子どもたちの学習・生活環境の場であるとともに、災害時には避難所として活用される屋内運動場（学校体育館）について、熱中症予防のほか、防災拠点としての機能向上を図るため、空調設備の設置と併せて施設の断熱性確保のための改修を計画的に進めていく必要があります。
- ◆ 多くの屋外運動場（グラウンド）は、整備した当時の状態のままであり、経年に伴う表面の劣化や変形がみられるほか、排水機能が十分でなく、水捌けが悪いため、雨天時にはぬかるみや水たまりが生じています。また、一部の箇所では、岩盤や地盤の露出があり、安全にスポーツや屋外学習が安定して行える環境を整備することが求められています。
- ◆ 中央共同調理場は、建築から40年以上が経過し、施設の老朽化に加え、構造上の問題等により、現在の衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアルに対応できていないことから、施設の改築を含めた更新の検討を計画的に行っていく必要があります。
- ◆ 神島小・中学校の教職員が居住する教員住宅「潮騒寮」は、築30年が経ち、屋根や外壁の劣化、給排水設備や電気設備の不具合に加え、通風性や換気不良による湿気やカビなど、快適な住環境を維持することが難しくなっていることから、建物の改修や設備の更新が求められています。



主な取組

① 老朽化対策と長寿命化の推進

- 学校施設の計画的な保全整備を行い、長寿命化を促進するため策定した「鳥羽市教育施設等長寿命化計画^{*}」を踏まえた学校施設の大規模改修、長寿命化改修や改築を計画的に進めます。

② 屋内運動場（学校体育館）への空調設備設置に併せた施設の断熱性確保

- ・ 屋内運動場（学校体育館）への空調設備整備と同時に施設の断熱化改修を進め、空調効率を高めることで、児童生徒の快適な教育環境を整えるとともに、災害時の避難所としての機能向上を図ります。

③ 屋外運動場（グラウンド）の機能改善と安全性の向上

- ・ 屋外運動場（グラウンド）の表層整備等を進め、運動時のけがの防止や安全性の向上を図るとともに、児童生徒が安心して活動できる教育環境を整備します。

④ 学校給食施設の機能向上と衛生環境整備の推進

- ・ 安全・安心な学校給食を安定的に提供するため、老朽化した中央共同調理場について、衛生基準への対応を踏まえた施設の改築等の検討を進めます。

⑤ 神島教員住宅の改修による快適な住環境の整備

- ・ 神島小・中学校へ赴任した教職員の快適で安全な住環境を整えるため、老朽化が進む教員住宅の計画的な改修や、生活設備の更新に取り組みます。

施策 18 未来を見据えた教育環境・設備の充実

めざす姿

空調設備やトイレ環境の充実、照明のLED化が進み、ICT環境が整備された学校では、子どもたちが安心して学習や学校生活に集中できる環境が整ったほか、災害時の避難所としての機能も向上しています。また、教職員にとっても働きやすく、効率的に授業や業務を行える環境が確保され、学校全体が明るく、学びの質の向上につながる場となっています。

現状と課題

- ◆ これまでに、普通教室や主要な特別教室への空調設備整備を行うなど、快適な学習環境の整備に取り組んできましたが、近年の夏季の気温上昇による熱中症対策として一層必要性が増した諸室への空調設備の導入のほか、トイレの洋式化など設備面での機能強化や新しい時代の多様な学びにも柔軟に対応できる学校施設づくりを進める必要があります。また、多くの学校施設では、蛍光灯照明が使用されていますが、令和9年には蛍光灯の生産終了が予定され、今後の維持・補修が困難になる可能性があることから、エネルギー効率や維持管理コストの観点からも、屋内運動場（学校体育館）の水銀灯照明と併せて、LED照明への置換を進めることが求められています。
- ◆ 子どもたちの学習・生活環境の場であるとともに、災害時には避難所としての活用も見込まれる屋内運動場（学



校体育館) や学校体育で使用するコミュニティアリーナについて、熱中症予防のほか、防災拠点としての機能向上を図るため、空調設備の設置を計画的に進めていく必要があります。

- ◆ 学校の無線環境や情報機器など、整備された ICT 環境の維持・更新のほか、デジタル技術の進展に応じた ICT 環境の整備など、取組を進める必要があります。

-----: 主な取組 -----:

① 快適な学習環境づくりの推進

- ・ 時代に応じた学習環境を整えていくため、学校内諸室への空調設備設置や老朽化設備の更新、照明の LED 化を計画的に進めるほか、教職員・児童生徒用トイレ設備の改修など、学習環境の安全・安心・快適化を推進します。

② 屋内運動場(学校体育館)・コミュニティアリーナへの空調設備設置

- ・ 屋内運動場(学校体育館) や学校体育で使用するコミュニティアリーナへの空調設備整備を推進し、児童生徒が快適に教育活動に取り組める環境を整備するとともに、災害時の避難所としての機能向上を図ります。

③ ICT 環境整備の促進

- ・ 学校の ICT 環境の維持・更新を行うとともに、ICT が絶えず進歩する中、教育における ICT の活用を推進するため、ヘルプデスク等の支援体制も含め、ICT 環境の整備・充実を進めます。

■ 成果指標

項目	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
学校体育館及び学校体育で使用する コミュニティアリーナへの空調設備導入数	0施設	7施設

施策 19 学校の適正規模・適正配置の推進

-----: めざす姿 -----:

小中学校統合計画等の推進により、学校の適正配置・適正規模が図られ、子どもたちが多様な仲間と学び合い、互いに高め合う豊かな教育環境が確保されています。また、遠距離通学となった児童生徒も安心して登下校できる仕組みが整っています。

-----: 現状と課題 -----:

- ◆ 「鳥羽市小中学校統合計画(令和3年度～令和12年度)」に基づく、鳥羽東中学校と加茂中学校との学校統合再編により、令和8年4月に新中学校「鳥羽中央中学校」が開校し、市内の中学校は3校となります。一方で、同統合計画に記載された答志中学校の統合再編については、これまでに答志地区においてアンケート調査や懇談会を重ね、地域の理解を得ながら統合時期等について協議を進めてき

施策 20 教職員の働き方改革

めざす姿

教職員が子どもと向き合う時間や授業づくりに集中できるよう業務を見直し、心身の健康と生活の質を大切にします。協働的な職場づくりと専門性の向上を図り、教職員一人ひとりが人間性や創造性を高めながら、持続可能で質の高い教育活動を展開できる学校となっています。

現状と課題

- ◆ 教職員の時間外在校等時間が依然として長く、授業準備や部活動、保護者対応などに追われる日々が続いています。業務量の多さに加え、時間管理の意識や仕組みが十分に浸透していないことが、長時間勤務の常態化を招いており、健康面や教育の質への影響が懸念されています。
- ◆ 教育以外の業務が増加し、教職員が本来の教育活動に集中できない状況が続いています。専門人材の配置が不十分で、事務作業や支援業務を教職員が担っているため、業務の効率性や教育の質に影響が出ています。外部人材の活用と業務分担の見直しが求められます。
- ◆ 令和5年度から統合型校務支援システムの運用を開始し、教職員の業務効率化や情報共有の促進を図っています。今後も有効に活用していくため、機能の見直しを行いながら、操作に対する習熟度の差や、情報セキュリティ意識のばらつきといった課題を解消していく必要があります。

主な取組

- ① 時間外在校等時間削減に向けた取組
 - ・ 業務の見直しやICTの活用、会議の効率化などを通じて、教職員の長時間勤務を是正します。学校全体で時間管理の意識を高め、計画的な業務遂行を促進することで、ワークライフバランスの向上を図ります。
- ② 学校・教職員が担う業務の適正化
 - ・ 教育活動に直接関係しない業務の整理・縮減を進め、教職員が本来の教育活動に専念できる環境を整備します。業務分担の見直しや外部委託の活用により、負担軽減と業務の質の向上をめざします。
- ③ 専門人材や地域人材の活用
 - ・ 部活動指導員やスクールカウンセラー、地域ボランティアなどの外部人材を積極的に活用し、教職員の業務負担を軽減します。地域との連携を深めることで、教育の多様性と質の向上を図ります。
- ④ 職場環境や組織風土づくりの改善を一層推進するための取組
 - ・ 風通しの良い職場づくりや管理職のマネジメント力向上を通じて、働きやすい職場環境を整備します。教職員間の協力体制を強化し、組織としての一体感とモチベーションの向上を促進します。

⑤ 教職員の健康管理

- 定期健康診断の徹底や健康相談体制の充実により、教職員の心身の健康を支援します。過重労働の防止や生活習慣病対策など、健康維持に向けた取組を組織的に推進します。

⑥ 教職員のメンタルヘルス対策

- ストレスチェックの実施や相談窓口の設置など、メンタルヘルス支援体制を強化します。早期発見・対応を図るとともに、安心して働ける環境づくりを通じて、教職員の心の健康を守ります。

⑦ 統合型校務支援システムの運用

- 教育現場のニーズや社会状況の変化に対応するため、機能の見直しや改善を行いながら、統合型校務支援システムを継続して運用し、教職員の業務効率化と情報共有を促進します。

■成果指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
月45時間超の時間外勤務者の割合	7.5%	0%

基本方針VI 市民の豊かな学び

施策21 多様な生涯学習や文化活動の推進

めざす姿

市民が生涯にわたって生きがいを持ち、多様な知識や文化に触れ、学ぶ楽しさや喜びを感じて自ら進んで生涯学習に取り組めるように、社会教育関係団体との連携や社会教育施設を活用し、誰もが心地よく学習できる環境が整えられています。

現状と課題

- ◆ 生涯学習講座においては、指定管理制度を活用し、鳥羽市民体育館を拠点として市民の生涯学習や文化活動を親しむ場を提供し、生涯学習の推進に努めています。また、市民文化祭など市民が文化の豊かさや芸術芸能に親しむ機会の創出に取り組んでいます。
- ◆ 市内には漁村の貴重な民俗資料を所蔵し、国の文化財に指定されている民俗資料も多く所蔵する鳥羽市立海の博物館があり、学校教育や社会教育など様々な教育の場面で活用されています。一方で湿度や温度など状態を保つことが可能な施設がない状況にあります。
- ◆ 市内には21か所の公民館に加え、4か所のコミュニティアリーナがありますが、緊急性や地元からの要望をふまえ施設の修繕や改修工事を行っているものの、十分に行えていない現状にあります。



主な取組

- ① 生涯学習講座の推進
 - ・ 市民一人ひとりがライフステージに応じた余暇の過ごし方や潤いのある生活スタイルを見つけるため、文化や芸術など多様なニーズに応じた生涯学習講座の内容の充実を図ります。
- ② 文化財の展示収蔵施設の整備・活用
 - ・ 鳥羽に関係する貴重な文化財や郷土資料の保存・活用を進めるため、鳥羽市立海の博物館の展示内容を充実させていくほか、旧鳥羽小学校校舎の一部を資料館等として整備し、鳥羽を代表する鳥羽城跡や九鬼氏をはじめとして、鳥羽市の魅力を対外的にも情報発信できる施設として整備して、活用を図ります。
- ③ 公民館やコミュニティアリーナの維持・活用
 - ・ 公民館やコミュニティアリーナ施設等の長寿命化や老朽化に対応するため、空調設備等の施設整備を計画的に行い、適切な管理に努めます。また、地域住民の身近な活動の場であり、地域共生社会や生きがいづくりの拠点として活用を図ります。

■成果指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
生涯学習講座及び文化講座の受講者数	1,727人	1,800人
鳥羽市立海の博物館の入館者数	27,195人	30,000人

施策22 読書活動の推進

めざす姿

読書活動を通じて、子どもから高齢者まですべての人が、知る喜びと学ぶ楽しさを実感するとともに、多様な価値観にふれ、自分と他者を大切にする心や主体的に学び続ける力を身につけています。

現状と課題

- ◆ 市立図書館の蔵書数は、令和6年度には185,865冊と過去10年間で約8,000冊増加していますが、全体的な貸出冊数は減少傾向にあります。幅広く魅力的な図書の充実を図るとともに、新刊図書のPRなどを通じて図書館の魅力を効果的に発信することが重要となっています。
- ◆ 乳幼児期においては、保護者など身近な大人による絵本の読み聞かせが、子どもたちの豊かな心を育て、読書への意欲を高めることにつながります。乳幼児と保護者への読書機会の提供・充実を図ることが求められます。また、小学生から中学生へと学年が進むにつれて、読書量が減少し、特に中学生の読書離れが進む傾向にあります。読書に興味を持てるような図書館行事や学校図書館の充実など、子どもの読書活動の取組を推進することが大切となってきています。
- ◆ 図書館の利用促進に向けては、引き続き市民が利用しやすい環境の整備やサービスの充実を進めるとともに、居住地や年代に関係なく、子どもから高齢者まで、さまざまな背景を持つ利用者の多様なニーズに対応していく必要があります。
- ◆ これまで個別に策定していた「第3次鳥羽市子ども読書活動推進計画」を本ビジョンに統合し、子どもから大人まで全世代を対象とした学びと心の豊かさを育む読書活動の推進に取り組めます。



主な取組

① 乳幼児期の読書支援

- ・ 赤ちゃんと保護者の心がふれあうきっかけづくりとして、7か月児健康相談時に絵本2冊やブックレット、絵本リストをセットにしたブックスタートパックを保健師と連携して全員に手渡します。また1歳6か月健康診査時にも絵本2冊を配布するセカンドブックスタートを実施し、継続的な読書支援を図ります。

② 図書館イベントの開催

- ・ 図書館で毎月おはなし会やブックトークを開催し、幅広い世代に読書への興味を育てるとともに、子ども読書週間や夏休み期間等に特集展示やリサイクルフェアを行い、読書啓発を促進します。
- ・ 広報や SNS を積極的に活用してイベント情報や新刊案内を発信し、多くの市民に図書館や読書の魅力を伝えることで利用者層の拡大をめざします。

③ 学校図書館の読書環境の充実

- ・ 小中学校の学校図書館に司書を派遣し、図書館の環境整備を行うことで、児童生徒が本に興味を持ち、豊かな読書体験を通じて学びの意欲を高める取組みを進めます。
- ・ 市立図書館と連携し、学校の蔵書の充実を図るとともに、図書館職員による出張ブックトークの実施などを通じて、児童生徒の読書への関心を高めます。

④ 利用者ニーズに応じた図書の貸出・整備

- ・ 小中学校や幼稚園・保育所等と連携して団体貸出を推進するとともに、地域の連絡所を通じた図書の貸出サービスを実施し、利用者が身近な場所で気軽に本を借りられる環境を整えます。
- ・ 利用者の要望に基づく図書の購入や他館からの取り寄せを行い、多様なニーズに応えるとともに、デジタル技術の発展や教育環境の変化に合わせて、電子図書館の活用も視野に入れた読書環境の整備に努めます。

⑤ 子ども読書アンケートの実施

- ・ 保育所、幼稚園、小中学校の児童生徒を対象に子ども読書活動アンケートを毎年実施し、読書活動の実態把握と課題の分析を行うことで、読書支援施策の改善と充実につなげていきます。



子ども読書活動アンケート結果

■ 成果指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
本の読み聞かせをよくする（よくした） 保護者の割合	78.9%	79.0%
学校図書年間貸出冊数（一人当たり）	小学校 33.8冊 中学校 2.8冊	小学校 35.0冊 中学校 5.0冊
鳥羽市立図書館の年間貸出冊数	75,246冊	76,000冊

施策 23

鳥羽の文化財の保存・活用・継承

めざす姿

鳥羽の豊かな歴史文化を保存継承するため、調査・研究、保存推進事業を実施し、展示施設の設置について検討するなど鳥羽の歴史の普及啓発に努めることで、市民や子どもたちの郷土愛が育まれています。

現状と課題

- ◆ 市内には多様な歴史文化がありますが、あまり調査・研究が進んでいません。また、少子高齢化等の要因により文化財の保存・継承が難しくなっています。一方で、観光客のグローバル化により、これからは、鳥羽の歴史や郷土ゆかり人物などについて、紹介できるような人材が求められていますが、育成が十分とは言えない状況にあります。

主な取組

- ① 文化財の展示、収蔵、情報発信
 - ・ 市内の文化財の保存継承のため、文化財の展示・収蔵を行う施設の設置にむけて、手法を検討するとともに、指定文化財を中心とした文化財の保存事業を推進します。また、鳥羽の歴史を後世に伝えていくため、基礎となる鳥羽の歴史の調査・研究・資料収集を進め、その成果等を広報とばや市 YouTube チャンネルなどで市民にも情報発信をしていきます。
- ② 鳥羽の文化財保護事業・歴史研究の推進
 - ・ 鳥羽の文化財の保護のため、文化財の展示施設の設置を検討します。また市内の歴史や文化財の調査研究につとめるとともに、学校への郷土学習出前講座や人材育成講座「地球塾」などの実施により、郷土愛の醸成に取り組みます。
- ③ 文化財を紹介する動画と報告書の公開
 - ・ 文化財を紹介する動画や、地域の祭礼行事などについて、過去に撮影した映像のアーカイブ化や映像を撮影するなど記録保存に努めます。また、過去に刊行した調査報告書等について、ウェブでの公開を可能なものから行います。

■ 成果指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
文化財展示施設	3施設	4施設
文化財関連動画・報告書の公開数	20件	30件

施策 24

誰もが生き生きできるスポーツの推進

めざす姿

子どもから高齢者まで誰もが運動やスポーツを行う習慣を持ち、生涯にわたり健康で活力ある生活を送り、各スポーツ団体と連携して競技スポーツの推進や世代に応じた活動支援を行っています。また、鳥羽市運動施設では、市民がスポーツや文化活動等に親しむ場を創出しています。

現状と課題

- ◆ 市民自らの健康保持と体力づくりを行うため、地域や関連団体と協力しながら実施する鳥羽市民体育大会の開催や身近な場所で日常的にスポーツ活動が行えるよう学校体育施設を開放するなどの取組を行っています。
- ◆ 少子高齢化の影響もあり、地域のスポーツ団体では指導者や団体の担い手不足の現状にあります。そのため、今後も居住地域や環境を問わず、市民や子どもたちが身近なところで多くのスポーツに取り組むことができる環境整備が求められています。
- ◆ 中央公園運動施設^{*}は、スポーツや生涯学習の拠点施設として、指定管理者制度にて運営を行い、各種スポーツ大会・イベントの開催、市民の健康増進のための事業、スポーツ合宿の誘致などに取り組み、令和6年度運動施設利用者数は70,775人となっており、多くの方々の利用があります。施設面においてはこれまで市民体育館の改修工事やテニスコートの砂入り人工芝コートへの改修など徐々にスポーツ環境は整備されているものの、ほかの運動施設の老朽化が課題となっています。



主な取組

① スポーツ活動に取り組める環境づくり

- ・ 市民がそれぞれの目的に応じた生涯スポーツに取り組めるよう、スポーツ教室の開催や運動施設の利用促進につながるデジタルツールの活用などスポーツに取り組む環境づくりを行います。
- ・ 総合型地域スポーツクラブへの支援、各種スポーツ団体などと連携・協力し、スポーツ事業の実施や環境の整備に努めます。
- ・ 中学校の部活動の地域展開に向けて、地域全体で関係者が連携して支えながら体制の整備を図り、活動場所や指導者の確保や育成、認定地域クラブ活動の支援、活動の場となる運動施設の維持管理や充実を図ります。

② 表彰制度の実施

- ・ 本市在住及び出身のスポーツ選手が国内大会で輝かしい成績を収めており、さらには世界レベルの大会でも活躍している選手もいます。このような選手を顕彰するために表彰制度を実施します。

③ 若年層世代への支援・育成

- 次世代を担うスポーツ少年団への支援のほか、これまでジュニアスポーツ支援事業として、フェンシング競技とレスリング競技に特化して事業展開を行ってきており、持続的な取組の成果もあって、全国規模での大会で好成績を収めるなど着実に成果が出ています。継続的に活動を支援することにより、スポーツに取り組むための環境を整えていきます。

④ 運動施設の計画的な整備

- 運動施設のより一層の利活用の推進のため、運動施設の整備や適切な維持管理、スポーツ用具や備品など設備充実を図ることにより、環境づくりを進めます。

■成果指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
運動施設利用者数（市内在住者利用）	70,775 人	75,000 人
運動施設利用者数（市外利用）	7,569 人	9,000 人
スポーツ優秀選手・団体・体育功労者表彰	20 表彰	20 表彰

第5章 計画の推進

I 計画の推進

本市では、教育ビジョンを実効あるものにするため、各施策で設定した目標の実現に向けて、着実に取り組めます。

また、学校や家庭、地域が連携し、一体となってめざす子ども像の実現に向かって進めるよう、市民に情報発信を行い、情報共有に努めます。

本ビジョンに位置付けた目標の達成状況については、各施策の進捗状況、取組の成果や課題等を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に定められた「教育委員会の事務に関する点検・評価」により評価するとともに、その結果はホームページを通じて市民に公表し、翌年度以降の施策の展開に反映させていきます。

第6章 資料

I 用語集

	語句	解説
あ	明日へのつばさ	約60パターンに及び鳥羽市の実態に即した防災・減災教育授業例を紹介した指導資料。
い	インクルーシブ教育システム	障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること。
う	ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。
か	架け橋期カリキュラム	文部科学省が推進する「幼保小の円滑な接続（5歳児から小学1年までの2年間）」を実現するための全体計画。「遊び中心の幼児教育」と「教科中心の小学校教育」両方のよさを活かして子どもの育ちと学びを連続的に支えることをめざす。
か	学校運営協議会	保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、育てたい子ども像、めざすべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働する仕組み。学校運営協議会を設置した学校を「コミュニティ・スクール」と呼ぶ。
ぎ	GIGA スクール構想	児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現する構想。GIGAとは、「Global and Innovation Gateway for All」の略称。
き	教育支援センター	不登校など学校生活に困難を抱える児童生徒に、学習や心理面の支援を行う施設。安心できる環境で個別相談や体験活動を通じ、学校復帰や社会的自立をめざす。
こ	校内教育支援センター	学校内で、学習や生活に課題を抱える児童生徒を支援するための相談・指導の場。専門スタッフが個別支援や相談を行う。
こ	合理的配慮	学校教育においては、障がいのある子どもが他の子どもと平等に教育を受けることを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。そのニーズに応じて個別に必要とされるものであり、体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。
こ	コーディネーショントレーニング	脳と体幹に刺激を与えることで、運動の器用さを高めるとともに、その土台となる運動学習能力を養うトレーニング。

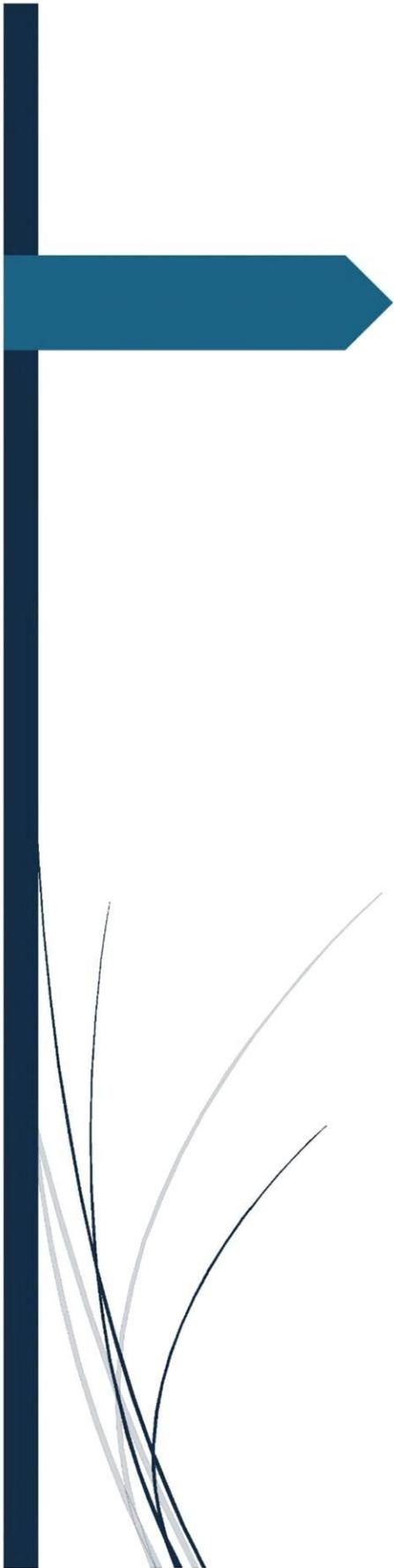
こ	コミュニティ・スクール	学校運営協議会を設置した学校。 ※「学校運営協議会」の欄を参照
し	食育	心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力や食物や自然、食物の生産などにかかわる人々への感謝の心、食生活のマナーや食事を通じた人間関係形成能力、各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史などを理解し、尊重する心などを総合的に育むという観点から食に関する指導を行うこと。
じ	情報モラル	ネットワーク上のルールやマナー、危険回避、個人情報・プライバシー、人権侵害、著作権等に対する対応や、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりなど、情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度。
じ	情報リテラシー	インターネットや SNS を含む様々な情報源の中から、必要な情報を選び出し、その真偽を判断し、適切に活用する能力。具体的には、情報を検索・取捨選択する力、信頼性を評価する力、正しく解釈・分析する力、そして情報を発信する力などが含まれる。
せ	性的マイノリティ	性的指向や性自認が多数派と異なる人々を指す言葉。同性を好きになる人や、心の性と体の性が一致しない人など、多様な性のあり方を含む。
ち	中央公園運動施設	市民体育館、野球場、相撲場、庭球場、多目的グラウンド、水泳プールなどがある。
ち	長寿命化計画	学校施設の維持管理・更新等を着実に推進するため、公共施設等総合管理計画(行動計画)に基づき、学校施設の老朽化状況を把握し、中長期的な施設整備の方針・計画を示す個別施設計画。
と	特別支援教育	障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。
に	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。認定こども園の認定を受けても幼稚園や保育所等はその位置づけを失わない。
い	部活動の地域展開	中学生が将来にわたってスポーツや文化芸術活動に継続的に親しむ環境を整えるため、これまで学校が主体となってきた部活動を学校、地域のクラブチーム、団体などが連携し、地域全体で支えていく仕組みのこと。国も「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、全国的に部活動の地域展開を推進している。
い	副次的な籍制度	県立特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小中学校に、副次的な籍をもち、居住する地域において学習の充実を図る制度。

ほ	ほっぷ会議	保健・福祉・教育が連携し、子どもたちへの途切れのない一貫した支援のあり方を検討する会議。
ほ	ほっぷファイル	本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、福祉、労働等の関係機関から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を綴じ込んでいくファイル。学校と保護者が支援情報を共有するとともに、進路先等と支援情報を共有することで円滑かつ確実な引継ぎに活用する。
み	みえ発達障がい支援システムアドバイザー	三重県が推進する発達障がい児支援体制づくりの一環として、地域における支援の中核を担い、教育・福祉・医療の現場で専門的な助言や支援を行う人材。
よ	幼保小の架け橋プログラム	文部科学省が推進する、幼保小の架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）の教育の充実を図るため、0歳から18歳の発達や学びの連続性を踏まえ、5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携・協働して、カリキュラム・教育方法の充実・改善を促進し、域内の全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことをめざす取組。
A	ALT	「Assistant Language Teacher」の略で、外国語指導助手を指す。日本の学校で授業において日本人教員の助手として外国語を教える外国人教師。
I	ICT	「Information and Communication Technology」の略で、情報伝達や情報処理に関する技術を総称的に表す語。
L	LGBTQ+	性的少数者を表す言葉で、L（レズビアン）、G（ゲイ）、B（バイセクシュアル）、T（トランスジェンダー）、Q（クエスチョニングやクィア）に「+」を加え、その他の多様な性のあり方を含む。
S	SDGs	持続可能な開発目標「Sustainable Development Goals」の略で、2030年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標。17のゴールと169のターゲットから構成され、貧困や飢餓、環境問題、ジェンダー平等、経済成長など、地球規模の課題を「誰一人取り残さない」という誓いのもと、先進国・途上国を問わず、すべての国や人々が協力して取り組む普遍的な目標。
V	VUCA	「Volatility（変動性）」「Uncertainty（不確実性）」「Complexity（複雑性）」「Ambiguity（曖昧性）」の頭文字を取った造語で、変化が激しく、将来の予測が困難な状況を指す。

Ⅱ 第Ⅲ期鳥羽市教育大綱



第 Ⅲ 期
鳥 羽 市
教 育 大 綱
2026-2030



令和 8 年3月改定
鳥 羽 市

第Ⅲ期 鳥羽市教育大綱

1 教育大綱の概要

(1) 教育大綱の位置づけ

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本市の教育に関する基本的な計画として、教育・学術および文化の振興に関する基本理念及び基本方針を明らかにするため策定するものです。

このたびは、令和3年3月に改定した「第Ⅱ期鳥羽市教育大綱」の計画期間が令和8年3月をもって満了することに伴い、同大綱を改定するものです。

(2) 教育大綱の期間

本大綱の期間については、第6次鳥羽市総合計画(後期基本計画)との整合を図るため、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

令和 年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
総合計画	第六次 前期基本計画					第六次 後期基本計画				
教育大綱	第Ⅱ期 教育大綱					第Ⅲ期 教育大綱				
教育ビジョン	第2次 教育ビジョン					第3次 教育ビジョン				

2 教育大綱の基本理念

【鳥羽の教育が目指す基本目標】

自ら学び 地域とつながり ともに鳥羽の未来を創る人

【鳥羽の教育が目指す基本理念】

将来の予測が困難な VUCA の時代に、未来に向けて持続可能な社会の創り手を育成していくこと、学校や地域とのつながり等に根差したウェルビーイングを向上していくことが求められています。

国際的な観光文化都市・鳥羽の子どもたちには、夢や希望を持ち、文化や芸術、スポーツなど本物に触れる豊かな体験をとおして、知性・感性・理性を磨き、一人ひとりの個性を大切に成長してほしいと願っています。

子どもたちには、地域の人と出会い、「鳥羽ならではの」、そして「鳥羽でしかできない」学びをとおして、ふるさと鳥羽に自信と誇りを持ち、鳥羽を語る(発信する)ことができる力を育みます。また、グローバルな視野を持ちながら、鳥羽でも、世界でも活躍できる人材を育成していきます。

このような子どもたちを育てていくためには、家庭や学校とともに地域が一体となって子どもたちの教育に参画していく必要があります。同時に、子どもたちも積極的に地域や社会に参画し、地域課題の解決に向けて本気で取り組み、子どもの挑戦する姿を温かく受け止めてくれる地域コミュニティとのつながりを生み出していきます。

子どもたちは鳥羽の宝です。そして、鳥羽の未来を創るのは今の子どもたちです。

子どもたち一人ひとりは、幸せに生きるとともに自他のかげがえのない価値を認識しながら、様々な分野に積極的に挑戦し、自らの可能性を伸ばしていくことが大切です。家庭や学校、地域の人々は、子どもたちの無限の可能性を信じ、子どもたちの学びや育ちを支援していく伴走者であることが望まれます。

ここ鳥羽で、「自ら学び 地域とつながり ともに鳥羽の未来を創る人」づくりを地域総がかりで進めていきます。

3 教育大綱の基本方針

基本理念の実現に向け、次の基本方針により、教育の振興を図ります。

基本方針- I 一人ひとりを大切にした学び

【基本的な方向性】

主体的な学びを引き出し、多様な教育的ニーズに応じて、個性や能力を伸ばす教育を進めます。また、幼稚園や保育所と小学校が連携し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る「幼保小の架け橋プログラム」を進めます。

【主な取り組み】

- (1) 確かな学力の育成と学びの質の向上
- (2) 情報リテラシーの育成と ICT 教育の推進
- (3) 多様な学びを支える特別支援教育の充実
- (4) 災害に強い心と知識を育てる防災・減災教育
- (5) 安心して学べる学校づくり
- (6) 多様な教育的ニーズに対応した教育
- (7) 活力ある学校づくり
- (8) 未来を育む幼児教育

基本方針- II 鳥羽のひと・もの・ことを生かした特色ある教育

【基本的な方向性】

地域の人と出会い、「鳥羽ならではの」、そして「鳥羽でしかできない」学びを進めます。グローバルな視野を持ちながら、ふるさと鳥羽でも、世界でも活躍できる人材を育む英語教育を進めます。また、ふるさと鳥羽に自信と誇りを持ち、鳥羽を語る(発信する)ことができる海洋教育やふるさと学習(地域学習)を進めます。

【主な取り組み】

- (1) 鳥羽から世界へつながる英語教育の推進
- (2) 鳥羽の未来を切り拓く力を育む海洋教育
- (3) 郷土愛を育む幼児教育

基本方針-Ⅲ 豊かな心と健やかな体の育成

【基本的な方向性】

相手と心から向き合うことを大切にし、多様な価値観を認め、他者を思いやる気持ちや感謝する心など、自他の人権を尊重する豊かな心を育む学びを進めます。また、健康の保持・増進や体力向上など健やかな体を育むため、健康・体力を高める教育を進めます。

【主な取り組み】

- (1) 人権を尊重し、ともに生きる力を育む人権教育
- (2) 健康や体力の向上に視点を当てた教育

基本方針-Ⅳ 地域・家庭等の多様な主体との連携・協働

【基本的な方向性】

子どもたちが地域の中で豊かに学び、成長できるように、学校・家庭・地域等の多様な主体と連携・協働して教育活動に取り組む「地域とともにある園・学校づくり」を進めます。教育と福祉、医療等の連携により、自立と社会参画に向けた学びや発達を保障し、途切れのない支援を進めます。

【主な取り組み】

- (1) 地域とともにある学校づくり
- (2) 家庭・地域と連携した幼児教育
- (3) 福祉・医療等との連携による支援

基本方針-V 安全・安心・快適な教育環境

【基本的な方向性】

子どもの教育環境の向上を第一に考え、子どもが安全・安心、快適に過ごすことができる環境を整備します。子どもが豊かに学び育ち、教職員が生き生きと働くことができる学校をつくれます。

【主な取り組み】

- (1) 学びを守る学校施設の改修と長寿命化の推進
- (2) 未来を見据えた教育環境・設備の充実
- (3) 学校の適正規模・適正配置の推進
- (4) 教職員の働き方改革

基本方針-VI 市民の豊かな学び

【基本的な方向性】

市民一人ひとりが、生涯にわたって主体的に学び、心豊かな生活を送ることができるよう、文化、芸術、スポーツ等の市民活動を活用して、市民の豊かな学びの環境整備を進めます。学校の部活動を地域の人材を活用して地域全体で支え、持続可能な部活動の地域展開を進めます。

【主な取り組み】

- (1) 多様な生涯学習や文化活動の推進
- (2) 読書活動の推進
- (3) 鳥羽の文化財の保存・活用・継承
- (4) 誰もが生き生きできるスポーツの推進

第Ⅲ期 鳥羽市教育大綱

令和8年3月

〒517-0011

三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市役所総務課

TEL:0599-25-1112 / FAX :0599-25-3111

email gyousei@city.toba.lg.jp

鳥羽市ホームページ URL <https://www.city.toba.mie.jp/index.html>

Ⅲ 鳥羽市教育ビジョン策定委員（8名）

役職	分野	名前	所属
委員長	有識者	市田 敏之	皇學館大学
副委員長	市民団体	中村 吉元	スポーツ推進委員
委員	社会教育	石原 真伊	海の博物館
委員	学校教育	大東 健吾	教職員代表
委員	保護者	河相 芳子	鳥羽市 PTA 連合会
委員	学校教育	柴原 豊彦	かもめ幼稚園
委員	学校教育	中村 久美	鳥羽市小中学校長会
委員	有識者	羽根 靖之	学校医

（敬称略・委員については五十音順）

Ⅳ 鳥羽市教育ビジョン策定委員会経過

	開催日	内容
第1回	令和7年8月20日	<ul style="list-style-type: none"> 策定委員委嘱 第3次教育ビジョンの策定に向けて 第Ⅲ期鳥羽市教育大綱（案）について 第3次鳥羽市教育ビジョン骨子（案）について 第3次鳥羽市教育ビジョン基本方針と体系（案）について 策定スケジュールについて
第2回	令和7年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度（令和6年度実績）点検・評価報告書について 第3次鳥羽市教育ビジョンの基本方針と体系（案）について 第3次鳥羽市教育ビジョン素案について
第3回	令和7年11月26日	<ul style="list-style-type: none"> 第3次鳥羽市教育ビジョン素案について パブリックコメントの実施について
第4回	令和8年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの実施結果について 第3次鳥羽市教育ビジョン最終案について

第3次 鳥羽市教育ビジョン

発行年月 令和8年3月

発行 鳥羽市教育委員会

〒517-0022 鳥羽市大明東町1番6号

TEL 0599-25-1262 FAX 0599-25-1263